

決算常任委員会都市・環境分科会

(令和2年8月31日)

## ○ 谷口周司委員長

皆さん、こんにちは。ただいまから、都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会、決算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

小林委員は少し遅れるということですのでお願いいたします。

本日、インターネット中継を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日からの審査順序であります。上下水道局に監査の予定があることから、環境部、そしてスポーツ・国体推進部、都市整備部、上下水道局、こちらの順序で審査を行い、部局ごとに令和元年度決算の審査を行ってまいります。また、環境部と都市整備部について、令和2年度補正予算の審査のほか、当委員会に付託されました一般議案が、環境部とスポーツ・国体推進部、そして都市整備部で、それぞれ1議案ずつございます。そして、協議会の開催について環境部と都市整備部から、また、所管事務調査の開催について都市整備部から、それぞれ申出があるほか、都市整備部と上下水道局から報告事項がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審査の進め方ではありますが、8月24日の委員会別議案聴取会において、決算議案、補正予算案、一般議案については既に担当部局より説明を受けておりますので、議案聴取会で請求のあった追加資料について説明を受け、その後、質疑に移りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、決算審査と予算審査を連動させる政策サイクルの構築に向けた取組といたしまして、決算審査において、適宜、議員間討議を実施いたしまして、全体会審査に向けた討論の整理、論点の整理を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、前年度の提言事項に関し、8月21日開催の決算常任委員会において、理事者から取組状況の報告がございました。今回の決算審査においては、これらも踏まえた上で決算審査を行うこととなっております。お手元に前年度の提言事項の一覧を配付しておりますが、委員各位におかれましては、部局ごとの審査の際に、必要に応じて質疑いただき、全体会審査に送るようなものがあればご提案をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、8月定例会中における所管事務調査の実施について、お諮りをいたします。

なお、休会中の所管事務調査につきましては、全ての議案の審査が終わった後に、その

他事項で改めて提案を受けたいと思います。

では、8月定例会議会中に所管事務調査を行いたい事項がございましたら、挙手にてお願いをいたします。

よろしかったでしょうか。

(なし)

## ○ 谷口周司委員長

では、8月定例会議会中の所管事務調査は行わないということで決定をさせていただきたいと思います。

最後に、7月28日に行いました所管事務調査、ごみの訪問収集につきましての内容を取りまとめた報告書案について、会議用システムにアップいたしましたので、修正などのご意見がございましたら、9月15日の予算委員会全体会が終了するまでに事務局にお伝えいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審査順序に基づき、環境部の審査を行ってまいります。

まず、環境部長よりご挨拶をお願いいたします。

## ○ 田中環境部長

環境部でございます。

8月定例会議会におかれましては、先ほど委員長からもございましたように、決算、それから補正予算、それから動産の取得、そしてまた協議会の関係、この4本を上げてございます。

どうかご議論賜り、今後の環境行政の中に生かしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

## ○ 谷口周司委員長

ここからは決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定についてのうち環境部所管部分につきまして、審査を行ってまいります。

議案聴取会で委員から請求のあった追加資料について説明を求めます。

## ○ 秦環境保全課長

環境保全課の秦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案聴取会で各委員会からご請求のあった資料について、所管する各所属長から順次ご説明します。

資料のほうは、タブレット05、8月定例会議会、07都市・環境常任委員会、002環境部関係資料、35ページものになります。よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、環境保全課所管分についてご説明します。

4ページをご覧ください。

森委員からご請求のあった大気移動測定車による測定場所の選定理由及び経緯について取りまとめたものになります。

本件でご説明する大気の大気移動測定については、羽津地区から要望があったことがそもそものきっかけでありました。霞ヶ浦地域に立地する14社のコンビナート企業及び羽津、富田、富洲原3地区の代表者から構成される霞ヶ浦地域公災害防止協議会、いわゆる霞協議会の場において、羽津地区選出の地元代表者の方から、大気常時監視測定局を羽津地区にも設置してほしい、また、当座の対応として、羽津地区内で移動測定車による測定を要望したいというものでした。

これらの要望を受けまして、本市の対応経緯は4ページ、資料の2番に記載のとおりでございます。

実は、霞協議会においては、平成25年度から羽津地区に大気常時監視測定局を設置してほしいという要望があり、継続的に議論をしてきた経緯がございます。何回かの議論の末、資料2の②にありますように、平成29年1月開催の霞協議会において、この時点で測定場所は未定だったのですが、市内2か所で移動測定車による測定を平成29年度から平成30年度に実施する予定である旨をご説明しました。このとき、羽津地区の代表者の方からは、

羽津地区で移動測定を実施することを望むという発言がありました。

そして、平成29年7月の霞協議会に向けた事前の地元ヒアリングの際に、移動測定車による大気環境測定の詳細について情報提供を行いました。その際、羽津地区の代表者から、工場の煙突から出る排ガスを考慮し、なるべく高台、山側での移動測定を希望されたため、測定場所を羽津中学校とすることで合意をいただいたものであります。

一方、水沢浄水場につきましては、新名神高速道路の新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクションが平成30年度に開通したことによる環境影響を評価するために、測定場所として選定したものであります。

ところで、本市管内には7局の一般環境大気測定局と4局の自動車排出ガス測定局の計11局の大気常時監視測定局がございます。しかしながら、これらの測定局については、平成14年度にそれらの配置の適正性について検討を行ってから既に10年以上が経過をしております。コンビナートのプラントや自動車幹線道路の状況も大きく変化してきていることから、測定局の適正配置について改めて検討する必要性が生じてきたことも、移動測定車による測定を試みようとした理由であります。

これらの移動測定は、平成29年度から平成30年度の推進計画事業に位置づけ、平成29年度の夏と冬、平成30年度の春と秋と2か年かけて実施をしております。

そして、これらの移動測定車による測定結果を、資料の5ページにお示しをしました。

移動測定車による推計結果、年平均値は、枠囲みの中の記載のとおりですが、特に、羽津中学校での測定結果は、測定項目のSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPM、いずれにおきましても、近隣の北星高校測定局と同水準またはやや低めでもございました。折れ線グラフにつきましては、ここ40年から50年にかけてのSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>及びSPMの年平均測定値の経年変化を示したもので、これらと比較しても十分に低い値となったものであります。また、水沢浄水場においても同様に低い値となりました。

なお、羽津中学校の移動測定結果については、平成30年1月開催の霞協議会で報告済みです。

続きまして、井上委員からご請求のありました大気環境常時監視測定局の廃止の根拠についてであります。

資料は6ページをご覧ください。

昨年度に実施をいたしました大気環境常時監視測定局適正配置検討業務委託の成果品から、要点を抜粋して資料にお示しをしました。

まず、現在稼働中の11局の測定局のこれまでの常時監視測定データをベースにしまして、地域性、気象の現状、時刻及び月の濃度変化による濃度解析、測定局間及び汚染物質間の濃度解析、そして、先ほどご説明をいたしました移動測定車による測定結果も参考にしまして、多様な観点から本市の大気環境の現状把握を行いました。

その中で、互いに似通った性質のものに分類して分析する手法、これをクラスター分析と呼びますけれども、この手法により、測定局間の相関関係について分析を行いました。まず、分かりやすく言えば、大気は空中に拡散をいたしますので、測定した値に同様な傾向が見受けられるエリアは可能な限り一くくりにしてしまおうということであります。

次に、市内の現況濃度予測を行うために、汚染物質の発生原因である工場事業場や自動車、船舶などの排水量を推計し、将来濃度分布予測を算定いたしました。そして、将来濃度分布予測で得られたSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPMの濃度分布を用いて、等濃度分割法という手法により地域分割を行いました。等濃度分割法といいますのは、資料の6ページの枠囲みの中、米印3番に記載しましたように、汚染物質ごとに一定の濃度幅を決めて、等濃度線というものを描きまして、等濃度線に挟まれた領域を同一の領域とする手法のことです。

これらの手順によって得られた将来濃度分布予測に基づく等濃度分割法によるSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPMの地域分割結果は、資料の6ページのメッシュを施した地図のとおりとなります。測定項目別の地図に施したメッシュの色の数に、色のない白地の部分を加えた数を地域分割数とします。

7ページをご覧ください。

一般環境大気測定局と地域分割数について、検討項目に基づき整理したものを表にしてお示しいたしました。ただいまご説明をいたしました地域分割数は表中の真ん中ほどに記載してあるとおりでありまして、SO<sub>2</sub>で3地域、NO<sub>2</sub>で5地域、SPMで3地域となりました。そして、測定局数ですが、環境省が定める事務処理基準によれば、SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、SPMはそれぞれ1局、5局、3局に対しまして、現状の既存の局数はそれぞれ6局、7局、7局となっております。ちなみに、局数の合計がに合わないのは、一つの測定局で複数の測定項目を取り扱っているためです。

これらの既存測定局数、国の事務処理基準で定める設置数、地域分割数に加え、汚染物質発生源からの距離等、地域事情を総合的に考察して得られた検討結果として、南測定局及び西朝明中学校測定局の一般環境大気測定局2局の廃止が提案されたというものであり

ます。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

こちらは現在4局設置しております自動車排出ガス測定局の見直しについてであります。

自排局と略して説明をさせていただきますが、自排局の配置の見直しを検討するに当たりましては、環境省による自排局報告書の中にある三重県の自動車排出ガス測定局の考え方にに基づき検討を行いました。その考え方につきましては、資料の8ページの枠囲みに示します、昼間の12時間交通量がおおむね2万台以上の道路沿道であることほか四つの条件であります。そして、これらの条件に基づいて、一般道路において、国道1号、国道23号、県道64号上海老茂福線——これは富田山城線のことですが——これら3路線と東名阪及び新名神の2路線の高速道路を対象道路として選定いたしました。

資料9ページをご覧ください。

これら対象道路に自排局報告書で示す諸条件で得られました地域メッシュに年平均濃度の将来予測を反映させてみたのが、資料に示した図となります。これらの図からは、既設の自排局はおおむね高濃度となっている地点にうまく配置されていると言えます。しかしながら、東名阪測定局の役割を伊坂測定局が十分にカバーできていることや、新名神高速道路延伸による交通量の分散、減少を考慮した結果、東名阪測定局の廃止が提案されたというものであります。

以上が常時監視測定局廃止に関する提案の根拠であります。

続きまして、伊藤委員からご請求のありました公害健康被害被認定者数についてであります。

資料は10ページになります。

公害健康被害被認定者数は、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法の改正によりまして、昭和63年3月1日以降新たな認定申請を行うことができなくなったことや、資料にありますように、被認定者の高齢化に伴い年々減少してきております。本市におきましては、令和元年度末現在で327名の認定者の方々がみえますが、ここ5年間の各年度末における年齢階層別の被認定者数の推移と各年度内の死亡者数は資料に記載のとおりです。なお、これらの認定者の方々に支払われる補償給付に係る費用は、公健法の規定に基づき、汚染原因者である工場などから徴収される汚染負荷量賦課金と自動車重量税収入の一部によって全額賄われております。

資料11ページをご覧ください。

続いて、小林委員からご請求のありました今後の天津セミナーの在り方についてであります。

今年は、昭和55年の10月に中国天津市との間に友好都市提携を締結してから記念すべき40周年に当たる年になります。現状、環境部が所管する国際環境協力推進事業、いわゆる天津セミナーは、全てICE T Tへの業務委託により実施をしております。天津セミナーは、天津市現地へ講師として市職員等を派遣する現地セミナーと、天津市の行政職員等を招いて行う国内受入れ研修の二本立てで実施をしております。資料には過去5年間の実施事業における委託費の支出状況及び参加者数を示しました。毎年度、天津市と本市が十分に調整を行い、解決すべき課題を整理しまして、テーマを決め、本市の持つ環境技術を提供することにより、天津市の環境課題解決に対し一定の成果を上げてきたものと認識しており、天津市当局からも高い評価をいただいております。資料にも記載のとおり、平成18年度には第1回自治体国際交流表彰総務大臣賞を受賞しております。

その一方で、20年近く事業を続けてきた中で、天津セミナー事業そのものの在り方を見直す時期に来ているのではないかと、ここ数年の都市・環境常任委員会においても様々ご指摘、ご意見をいただいていることも事実であります。確かに、天津市の法規制の枠組みなどの面で一定の成果を上げてきた一方で、天津市からは、法規制の運用面、まだまだ多くの課題があり、学ぶべき点があるとのニーズもあるようでございます。

ただ、環境部といたしましては、市議会からのご指摘を真摯に受け止め、特に現地セミナーについては、今申しました天津市のニーズを捉えつつも、今後の開催方法や開催頻度を見直す必要があると考え、本年度に入りまして、天津市当局と協議を開始したところであります。

五つ目は、加納委員からご請求のありました環境計画のアンケートにある関心のある環境問題の回答者数の算定根拠についてであります。

議案聴取会でお示しした決算常任委員会資料については、少し言葉足らずの点がございましたので、資料の12ページにおいて補足してお示しをさせていただきます。

資料にありますように、第4期環境計画策定に先立ちまして、昨年度、市民3000人にアンケート調査を実施し、1221人から回答が得られました。アンケートの最初で、環境問題への関心を問う設問がございまして、1221人の回答者のうち、92.5%に当たる1130人が環境問題に関心があると回答をされました。そして、続いて、関心があると回答した1130人に対して、次の設問でどのような環境問題に関心があるかと尋ねた結果、図で示しますよ



うに、7割以上の方がごみ問題と地球温暖化に極めて関心が高い傾向があるということが分かったものでございます。なお、関心のある環境問題の回答につきましては、複数回答を可としております。

環境保全課所管分の説明は以上です。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

それでは、引き続きまして、四日市公害と環境未来館分についてご案内させていただきます。

資料につきましては、お手元のタブレット、35分の13という部分でございます。

1点目は、小林委員、2点目、3点目については伊藤委員からのご質問への回答でございます。

私も四日市公害と環境未来館においては、5年サイクルとなる周年事業におきましては、四日市公害写真展を開催するなど、公害関係の企画展、特別展を開催と、それ以外の年については、幅広い分野の内容を扱うということにしております。

1点目、小林委員からのご質問ですが、公害判決50周年に向けた基本的な考え方についてどうだというふうなご質問でございます。

公害判決自体は、その後の環境アセスメント、民法の不法行為や因果関係論というふうな幅広い影響を与えたかと思っておりますが、こういった苦しい過去を改善した歴史というものを次の世代にどう引き継いでいくかということが課題だと思っております。記録に残っていない記憶というものの保存について対応を行う必要があると考えておるところでございます。

令和4年度については、四日市公害を二度と繰り返さないというコンセプトの下、現段階では、判決後の市民、企業、行政の環境改善の取組の歴史というものを10年単位で当時の世の中の変化とともに映像で振り返るというふうな内容にしたいと思っております。記載の視点で資料の収集や整理、検討を始めたというところでございます。

具体的には、議会からもご指摘いただいておりますが、存命者の声を吸い上げて記録しておくようなことが必要ではないか、あるいは2点目、公害関係の資料を四日市公害と環境未来館としてだけではなくて、研究者に提供するというところで、公害の発生や改善に関する調査研究に資するような形で後世に語り継ぐと、ちょっと視点を変えた取組が必要ではないか、あるいは常設展で掘り下げられていない部分についての検討というのが必要で

はないかというふうなご意見をいただいております。

また、2点目、塩浜地区、磯津地区の住民の方とどのような協議をしておられるのかということでございます。

最近のことに関しましては、令和2年5月、連合自治会の役員さんが替わられたということもありまして、5月には新しい役員さんと面談をさせていただいて、その際には、塩浜地区の住民と四日市公害と環境未来館の職員との意見交換の機会が設定できたらいいねというふうなご意見をいただいております。また、今年の7月にも面談をさせていただいております。四日市公害の原点は磯津地区にあるよと、地区市民センターと四日市公害と環境未来館の意思疎通や情報連携も必要だと、行政として偏りのある対応はしないしてほしいというふうなご意見もいただいております。

ちなみに、塩浜地区では四日市公害と環境未来館の事業として、去年10月、歩いて知る四日市公害の過去と現在ということで、四日市公害と環境未来館で座学をした後、バスで塩浜地区に移動して、実際に塩浜地区を歩いて見学するというふうな事業を実施したところでございます。今年度につきましても、10月31日に実施を予定しております。

四日市公害と環境未来館部分は以上でございます。よろしく申し上げます。

## ○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。よろしくお願いいたします。

資料につきましては35分の14以降となります。

順次ご説明申し上げます。

まず、山口委員からご請求のありました資源物の持ち去り対策に関し、民間事業者によるパトロールの評価に関する資料、さらに民間事業者が行っているパトロールと行政職員が行っているパトロールに係る時間帯やエリア、ルートに関する資料でございます。

1番目に、市職員と委託事業者の役割についてまとめております。

いずれも1班2名でパトロールを実施しておりますが、ご覧のとおり、我々行政が行っておりますのは、持ち去り情報のあった置場を管理していただいている方々からのヒアリング、警察との情報共有など、さらには置場での張り込みや行為者が出入りするヤードの確認といった内容で、行為者の特定や摘発を目的としたものであります。

それに対しまして、民間の警備会社によるパトロールは、行為者の追い払いや啓発、行為者の車両の情報蓄積といった、持ち去り行為の抑止と摘発につなげるための情報の蓄積

を目的としております。

したがいまして、パトロールの日時や地域、ルートにつきましても、行政が平日の午前中、特定の地域や場所を監視しているのに対し、警備会社のパトロールは、祝日を含め、資源物の回収日の早朝から昼にかけて、1日2地区程度、事前に行政側と打合せを行った上で、巡回ルートをその都度見直しながら、パトロールを行っております。

次に、民間事業者によるパトロールの成果等ではありますが、まずは、先ほど申しあげました情報の蓄積が挙げられます。パトロールで得られた情報を蓄積し、警察とも情報共有しながら、市職員によるパトロールに生かしております。具体的には、行為者や車両、場所を特定し、警察や自治会と調整した上で、早朝の張り込みを行った結果、持ち去り行為を現認し、行為者に対して命令書を発布しました。なお、当該行為者については、その後、再度の現認を経て、警察へ告発を行いました。また、共有した情報を基に、警察官による道路交通法違反での検挙につながった事例もございます。

今後の方針でございますが、資源物の市況の悪化もありまして、持ち去り行為者が増える状況ではございませんが、コロナ禍を背景に、手っ取り早く日銭を稼ごうという者が今後出てくるやもしれません。引き続き、委託事業による追い払いや情報の蓄積を進め、警察や自治会とも連携しながら、持ち去り行為の抑止に努めてまいります。

資料35分の15は、先ほどの告発に至ったケースの端緒となりました委託事業者によるパトロールの業務日誌の写しであります。また、35分の16は、パトロールのルートのイメージを添付しております。

次に、資料35分の17と18は、森委員からご請求のありましたクリーンセンターでの破碎や溶融で回収される資源物と小型家電のリサイクルにより回収される希少金属類に係る資料でございます。

まず、35分の17は、クリーンセンターにおける資源物の回収についてお示ししております。

溶融炉での焼却、溶融処理によりまして、溶融スラグと溶融メタルが回収されます。溶融スラグは、ごみを焼却した後に残る焼却灰などを高温で溶融し、急速に水で冷やすことで生成される細かな粒状のもので、主にアスファルト舗装やコンクリートブロックの骨材に利用されます。また、溶融メタルは、ごみに含まれていた金属を取り出したもので、丸みを帯びた小石状の形状をしております。主な用途としましては、建設機械、パワーショベルやクレーンのカウンターウエートに使用されるほか、非鉄精錬の還元剤としても利用

されます。また、焼却棟の隣にあります破砕棟での破砕処理の過程で、鉄とアルミがそれぞれ回収されます。

続きまして、資料35分の18をお願いいたします。

こちらは小型家電リサイクルによる金属類の再資源化についてであります。

本市ではクリーンセンター稼働の平成28年度から、国の認定を受けた事業者に小型家電を引き渡し、再資源化を行っております。

表にございますように、平成30年度までは引渡しにより市が収入を得るという状況でありましたが、海外の輸入制限の影響による市況の悪化に伴い、令和元年度からは逆有償、すなわち市が委託料を支払っているという状況でございます。

2番目に小型家電の収集の流れの概念図を記載しております。

ご覧のとおり、各ご家庭から三つのルートで収集、持ち込まれ、最終的に桶の衛生センターに集められたものを認定事業者を引き渡しております。

資料35分の19をお願いいたします。

認定事業者による再資源化の実績であります。

令和元年度に認定事業者が引き取った小型家電の全体量は3078 t余りで、そのうち本市分は571 tでありました。認定事業者による分解、選別によって回収された金属類について事業者から聴き取ったところ、それぞれ表のとおりでありました。これを、先ほどの全体量と本市分で案分したものが右の欄の数字でございますが、あくまで推計値であります。その下のイラストは、環境省が作成しております小型家電の処理方法のイメージであります。右端の一般企業の斜め左下のリサイクル事業者が認定事業者に当たります。リサイクル事業者によって回収された金属類は、左側の金属製錬事業者に引き渡され、そこで製錬されて再び金属資源としてメーカーに流れていくということになります。

最後に、資料35分の20ページが、加納委員からご請求のありましたクリーンセンター周辺環境整備事業における令和元年度の工事概要に係る資料であります。

まず1番目に、地元要望に基づきまして、米洗川の複断面化の工事を実施いたしました。この工事はクリーンセンターが稼働しました平成28年度から継続して行っているもので、令和元年度は55m余りを施工したところでありますが、あと135mほど残しており、令和3年度に完了する予定となっております。また、垂坂町地内の道路路肩の除草及び水路の清掃につきましても、地元要望に基づき、毎年実施しております。

次に、クリーンセンター建設に伴います雨水対策としまして、岩川の断面拡幅等の工事

を実施いたしました。現在のクリーンセンターがあるエリアは、以前はほとんどが山林でありました。クリーンセンターの建設に当たり、雨水の放流先を岩川としたわけでありま  
すけれども、大雨の際、岩川への雨水の流入量の増加に備えるため、地元垂坂自治会から  
要望が出されていたものであります。当該工事につきましては、当初、クリーンセンター  
の敷地造成と並行して施工することを考えておりましたが、同時期に周辺で計画されてお  
りました垂坂1号線道路改良工事との兼ね合いから、工事の手戻りの防止と効率的な工事施  
工を図るため、道路改良工事と併せて実施することとしたものであります。

説明は以上でございます。

#### ○ 谷口周司委員長

説明はお聞き及びのとおりであります。

まず、追加資料につきましてはの質疑を進めさせていただきまして、その後、追加資料以  
外とさせていただきたいと思っておりますので、では、追加資料に対しまして、ご質疑がござい  
ましたら挙手にてお願いいたします。

#### ○ 森 康哲委員

まず、大気移動測定車の資料を頂きました。でたらめな測定をして、大変怒っておりま  
す。

地元の代表者に、測定場所はどこがいいか相談されたということなんですけれども、こ  
の方はコンビナート事業者の大気汚染のスペシャリストで、事業者側の観点で物事を考え  
る方、市民側に立った考え方ではない人に尋ねて、当然、拡散して、測定しても一番数値  
が上がらないところを測定した。ここで測ってくれて再三お願いしたにもかかわらず、  
遠いところで測って、それを資料にまとめて、臭い物に蓋をしようという目的があり、非  
常に憤慨しております。こんなものは認められない。

委員長、これ、決算議会なので、ぜひ、また全体会に送って、提言シートにまとめてい  
ただきたいと思うので、この件に関しては、もう議論する余地もないと思うので、この資  
料自体が、私から見たら目的に合った数値ではないということなんですけど。

#### ○ 谷口周司委員長

今、森委員から決算から予算というサイクルのところの提言もございましたが、一応、

そこには分類として、廃止、縮小、拡大、新規事業の実施という項目に今回から分類がされていくわけですがけれども、森委員の中では、この四つの分類といたしましては、この事業につきまして、予算に対してご提案とかございますか。

○ 森 康哲委員

分けるのであれば拡大になるのかなど、今のでは足りない。さらに調査して、正確な数字を出していただきたい。その上で、測定場所を増やすのか減らすのかという議論につなげるべきだと思うので、拡大でお願いしたいなと思います。

○ 谷口周司委員長

拡大で、測定場所を新たに設けたらどうかと。

○ 森 康哲委員

数値を基に議論ができるように。

○ 谷口周司委員長

この件につきまして、ほかの委員の皆さん。

○ 加納康樹委員

委員長にお願いなのが、森委員の主張はよく分かったんですが、理事者側は、それで、すみませんでしたなのか、いやいやちょっとなのか、ちょっとその意見は聞いておきたいな、でないと判断できないです。

○ 秦環境保全課長

私どもは、過去の議事録等をきちっと分析をいたしまして、要点になる部分を資料にお示ししたということでございます。

霞協議会というところが、言うならば、最後に私どもの意見を説明し地元の方にも承諾をいただいているところですので、偏った方だけにご説明をして、そういった移動測定を実施したということではないというふうに思っております。

### ○ 加納康樹委員

偏った人ではないぐらい分かるんですけど、森委員の主張として、偏った場所に変更しているんじゃないかという、そういうご意見に対しての反論はないんですか。

### ○ 秦環境保全課長

当然にして、地域からのご要望でしたので、私どもから誘導してここがいいんじゃないかということではなしに、いろいろ候補地はあったにせよ、最終的には地域の方がご希望であったところで測定をしたというふうに理解をしております。

### ○ 森 康哲委員

場所の選定につきましても、半分脅しがありまして、そこで測定をすること自体が風評被害につながるかもしれないと、ここで公害がないのにあたかもあったような印象を受けるから、地元として嫌がるんじゃないかと、そういう話をした上で移動測定車の場所を選定したと、そういう経緯があります。

さらに、私自身も、車を外に止めているときに、泡状の物体がボンネットに幾つもついているとか、晴れているにもかかわらず変な雨が降ったりと、そういう経験をしております。私だけではなくて、特に沿岸部に近いほどそういう経験をされている方がいるということが何も霞ヶ浦公災害防止協議会の中で議論がない。それ自体が非常に不自然だと感じておりますので、やはり正確な数字を出して測定できる下で数字が上がってきてこそ、正確な議論ができるのかなと思いますので、やり直しをお願いしたいと思います。

### ○ 加納康樹委員

ちょっと時間をあげても理事者のほうから手が挙がらないということは、それなりの発言をする根拠もないのかな、森委員のほうで論拠として正しいのかなと思えてきます。でするので、引き続きやっていただくのは全然オーケーかと思うんですが、ただ、森委員にお願いしたい、もしくは委員長にお願いしたいのは、決算の提言シートに当たる項目なのかという、ちょっと違う気もせんでもないのかなと。引き続き、当然、森委員、おかしいと思っていらっしゃるし、理事者もまともに答えられないので何か変なんでしょうけど、それをちゃんと調べるといのは所管事務調査であつたりとか、そういうところなのかなという気が私はせんでもなかったということだけ申し上げておきます。

## ○ 森 康哲委員

所管事務調査でもいいのかなと思うんですけども、一応事業として最終的な着地点というのが見直しになると思うので、測定を増やすのか、また減らすのかというところ、そこに行き着くための議論が、今の状態ですと所管事務調査だと持っていきづらいのかなと。そこへ持っていけるのであれば所管事務調査でもいいんですけども、皆さんにちょっと逆にお尋ねしたいんですが、そういうふうな流れができるのであれば、提言シートでなくてもいいのかなとは思いますが。

## ○ 田中環境部長

この件でございますけれども、私ども、先ほど課長が申しあげましたように、過去の経緯とかを読み上げるとか、ある程度理論的なものがあるわけでございますけれども、そうした一方で、森委員のご発言もあるわけでございますが、この件につきまして、環境保全審議会のほうに一度この結果をかけて、学識者のご意見をいただきたいと思っております。

環保審にかけますと、所管事務調査のほうでまた改めてこの結果もご報告させていただくというような場面もございますし、先ほどのお声もいただくと、もう一度地元へ入ってというようなお話でございますが、そういったもので、次の所管事務でもまた改めて私どもの、環保審の結果も踏まえて、ご報告する機会はまだあるということでございます。

## ○ 谷口周司委員長

今部長からは、所管事務調査でも見る機会はしっかりとあるということですが、他の委員の皆さんで、所管事務調査でやっていくのか、提言シートに上げて、見直しを行っていくのか、多分、今ここに出されている資料も、さらに議事録であるとかそういうところも、議論するには資料不足なところも出てくるかもしれません。

## ○ 山口智也委員

森委員の内容をお聞きさせていただいている中で、一つネックになっているのが、羽津地区の代表者の方が偏った意見をお持ちであるというご発言があったかと思うんですけども、要は、理事者として、それが、何か瑕疵があったかということなのか、協議会の中で代表者を選んでいくプロセスに何か問題があるのか、そういったところをやっぱり少



し整理しないといけないのかなという気もしましたので、できたらそういう所管事務調査なら所管事務調査でそういう話、そういう場を持つというところでいいのかなというふうに思っております。

○ 谷口周司委員長

他の委員の皆さんはいかがですか。

部長、これ、日程的にはいつぐらいにはできる、資料が整ったり、環保審が終わったりとかは。

○ 田中環境部長

次の環保審でございますけれども、今10月下旬に予定してございますので、次の12月定例月議会中に所管事務調査で、こちらの中身のほうをご報告したいと考えております。

○ 谷口周司委員長

12月の定例月議会の所管事務調査でということですが、森委員としてはそこまではちょっと先過ぎますか。

○ 森 康哲委員

これ、決算、予算ってサイクルで、今まさに前倒しして審査していると思うんですけども、来年度予算に反映できるものはできるだけ反映できればというのでやっていると思うので、12月でも間に合うというのであればそれでも構いませんし、何もそれを絶対提言シートにというわけではないので、皆さんで協力、ご理解いただければ、私は問題ない。

○ 秦環境保全課長

ちょっと部長の発言を補足させてください。

まず、今回の移動測定、それから、先ほど申し上げた適正配置の検討業務の委託は全て適正配置をするか否かの一つのよりどころでありまして、これをもって決定したわけではございません。もちろん慎重なご意見があれば、もう少し深掘りして検討していく必要はあるのかなと思います。その一つのプロセスが環保審、審議会であります。プラス、移動測定に関しまして、もう一度仮にやり直すとしても、既決予算がございませんので、

もし専門委員会等々でもご指摘を受け、また、地域の皆様とのお話合いの中で、もう一回測定し直す必要があるのであれば、来年度、必要な予算措置も試みようかなという思いではあります。

それだけちょっと補足をさせていただきます。

#### ○ 谷口周司委員長

ということは、12月の定例月議会の所管事務調査で、議論の結果、場所の変更になっても来年度以降間に合うと。

#### ○ 秦環境保全課長

まず、今のテーブルに上っているデータをもって審議会のほうに諮らせていただきます。いろんなご意見や是正もございませうけれども、それを踏まえて、来年度何が足りないのか、補完すべきことはあるのかということ、そして必要な予算措置という流れに持っていきたいと思っておりますので、12月にお示しする所管事務調査で、審議会の審議の結果をまずはお報告させていただきたいというふうに思っております。

#### ○ 森 康哲委員

間に合うのか間に合わないのかだけ、シンプルにお答えください。

#### ○ 田中環境部長

私どものほうで先に申し上げました決算常任委員会の資料の中で、少し38分の13に書かせてもっていますけれども、やはり新增設や、それから市民からの相談への対応というようなところもございまして、その中で工場にも大きな変化が今後も出てくるかもしれませんので、移動測定を定期的の実施せざるを得ないのではないかというようなことは考えております。そうした中で、12月の議論を受けて、要るのか要らないのかと言われれば、そこで間に合うというふうに考えております。

#### ○ 谷口周司委員長

間に合うということですね。

森委員、所管事務調査を12月に開催をさせていただいた後に、そういったところを少し

議論させていただいて、来年度どうしていくかというところを皆さんでも議論を深めていきたいと思いますが、森委員のご趣旨というのも、多分、ここにいる皆さん、理解されたかと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 森 康哲委員

そのようにお願いします。

○ 谷口周司委員長

この件につきましては、12月定例月議会の所管事務調査でしっかりとさせていただきたいと思いますが、担当課につきましては、また資料の準備等をしっかりとさせていただきますようお願いいたします。

○ 森 康哲委員

続き、1点、スラグ、メタルのところなんですけれども、これ、金って書いてあるのは、白金も含めた金なのか純粋に純金なのか、その確認をお願いします。

○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

資源化事業者でやりますのは分解とか選別でございますので、製錬とか、高度な熱であるとか薬品であるとかそういったものを使った抽出はしておりませんので、金の中に白金がひよっとしたら含まれているかも分からないという、あるかないか、多分純金ではないと思います。何がしかのものが含まれているというふうに、私は考えておりますけれども、そういう、要は分解して選別するという中で出てきたものでございますので、ご理解いただければと思います。

○ 森 康哲委員

マスコミ等で、以前取り上げられていて、日本は資源がない国だから、例えばスマートフォン一つ作るにしても、希少メタルが必要だと。希少メタルの資源というのは日本にはないメタルで、できれば回収したスマートフォンからそれを抽出してというのが報道されていたと思うんですね。今、リサイクルの中でこういう金属の分類がもしできるんであれ

ば、事業として成り立つんじゃないかというところまで来ていると思うんですけども、それは、四日市には当てはまっていないのか、もし当てはまっていないのであれば、今後取組は考えられるのか考えれないのか、それだけお願いします。

#### ○ 田中環境部長

先ほど森委員からご質問ございましたように、都市鉱山というような形で、こうした携帯電話とかパソコン等の中に使われている部品の中から、よく言われる金、銀、銅、もう一つパラジウムというのも、よく銀歯か何かに混ぜて使うようなやつがある、これらが取れるのではないかと、それから、先ほど森委員がおっしゃったように、もう少しその先、コンデンサーなんかに含まれているような、微量なレアメタル、レアアースが取れるのではないかとというようなことで、小型家電リサイクル法が始まった経緯がございます。

ただ、小型家電の中に含まれておるレアメタル、レアアースが、金、銀とかに僅かに入れて作り込んでいるものですから、実際に取るのが非常に、製錬的な技術がまだ追いついていないという現状もございまして、今は金、銀、銅、それから業態によってパラジウムがいけるかいけないかというのが今の現状でございますが、今、国のほうと研究機関のほうでその辺の研究はずーっと続けられていると思います。私どももそうした国の認定業者に引き渡しておりますけれども、その辺の動向も踏まえつつ、よりよい形で、少しでもリサイクルがうまい形でいくようなところは、今後も検討しながら、引渡し先というのを見つけていきたいなとは考えております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

意見として聞いていただきたいんですけども、やはり民間業者で採算が取れる、取れやんというところで、もし取れなければ民間はストップしてしまうと思うんですね。そこで、やはり、行政の手が入れば、そういうところを止めずに開発が進んでいくと思うので、やはり四日市のハイテク産業、キオクシアさんなんかは特にそういう部門があるので、需要とかある部門に生かせるように、行政としてもしっかりその辺の調査をして目を向けていただきたいと思います。意見です。

#### ○ 谷口周司委員長

では、意見として承りいたします。

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

10ページですけれども、資料ありがとうございました。

いろいろな世代の方を認定患者として把握されておられると。このような方々と、300人以上おられるわけですけれども、日頃どのように接してみえるんですか。

○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦でございます。

日頃は、私どもの職員に保健師がおりますので、そういった健康状態とか様々な生活のアドバイスを説くべく、計画的に地域を回らせていただいております。

○ 伊藤嗣也委員

地域を回っておられるのは、保健師の方があくまでも健康上の、要は公害病認定患者さんという前提で何か状態に変化はないかというようなことで、回られておられるわけですか。

○ 秦環境保全課長

もちろん業務の主がそれですので、まず、その公害認定患者さんであるという前提でいろんな健康上のご相談を賜りますが、当然にして、やっぱり人間関係ができてまいりますと、いろいろな生活相談とかそういったご家庭のこととかに話が及ぶこともあると聞いております。

○ 伊藤嗣也委員

要は、四日市公害と環境未来館のほうと、四十数年間、地元を放りっ放しな状態なんです。だから、同じ公害病認定患者さんのところへ保健師さんがお邪魔するときに、何で四日市公害と環境未来館の人も、例えば、患者さんから許してもらっているという前提ですけど、一緒に同行していろんなお話を伺うという、そういう積み重ね、歴史的の背景を踏まえて、市も責任を問われたわけですから、なぜそれが行われていないんですか。

○ 谷口周司委員長

どちらの方が答弁を。

○ 田中環境部長

こちら、伊藤委員からは、今お話のあった公害健康被害患者に、私どもの保健師のほう  
がそうやって会う中で、一緒に行っているいろんな話を聞く機会とセットでやるほうが望まし  
いのではないのかなというようなご提言だったと思います。

ともすれば、私どものほうが、先ほど記録に残らない記憶というようなお話をさせても  
らって、どうしても記録のほうから入って行って、それを裏づけるような形でいろんな接  
点を持ってきたという経緯がございます。また、公害健康被害を受けた方から窓口でいろ  
んなお話を聞かせてはもらえるものの、なかなか、実際、私どもの保健師とかが独自に聞  
けているのかというと、そんなに聞けている話もそれほどでもないんでございますが、い  
ろんな形でお邪魔しているものの、もうそういった細かい調査をしてからも5年以上の月  
日がたっておるということを踏まえますと、改めまして、一度、委員の趣旨も踏まえまし  
て、相手のご了解のいる話でございますが、そうした何か声を聞かせる機会は大事にした  
いと思ひまして、その方向でも一度検討してみたいと考えておりますので、よろしくお願  
いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

公害の認定患者さんは、肉体的な被害者だけでなく精神的な被害者でもあるんですね。  
そこら辺を、やはり四日市市として、保健師さんが行って、保健師さんにそれ以外の、検  
査の領域以外のことを聞けというのはできないと思います。ですから、四日市市の責任の  
下できちっと、四十数年間その話を行っても聞いてこなかったということが私は問題だと。  
特定の方に、13ページもちょっと絡めて話をしますけれども、委員長、よろしいでしょ  
うか。

○ 谷口周司委員長

この下のところ、塩浜地区のところですね。

## ○ 伊藤嗣也委員

結局、特定の方の話だけですよね。聞いておるといいますか、テレビ、新聞等ですね。

それが、地元の塩浜地区、磯津地区の皆さんが本市に対する不信感を持っておるということなんですね。だから、なぜそういうことをやってこなかった、できなかったのか。今でもそうですよね。令和2年5月に地元へ、地元の役員さんと面談後、何も動いていないですよね。

ですから、私が申し上げたいのは、50周年を迎えるから、基本方針がこうなって、小林委員が質問の資料のところに書いてありますけれども、これについても、やっぱり地元と協議した上で決めていくべきだと思うんです。もう一度、行政側が原点に立ち戻って、自分たちがやってこなかったこと、地元を無視してきたことに対して、反省を十分して、地元と手をつないで、今後、四日市公害を二度と繰り返さないということをテーマにするのであれば、この内容についても、地元と協議をするということを考えていただきたい。

というのは、地区別まちづくり構想というのをもう出されたんですね。地元はそれに基づいて動いています。それも、やっぱり皆さんが中身を見て十分、塩浜地区でつくったということで公害云々も書いてありますので、企業との関係とか、それをまずは理解していただいて、取り組んでいかないかと思うんですが、そこで、その辺の取組方なんですけど、やはり今までの四十数年が非常にまずかったと思っています。地元無視です。今後、本市として、環境部が中心となって、どういう、四日市公害と環境未来館の事業であるわけですが、ここだけでいいんですか。四日市公害を二度と繰り返さないということであれば、四日市公害と環境未来館だけに任せていいんですか。そこら辺の考え方が分からないので教えてください。これは50周年事業に向けても。

## ○ 秦環境保全課長

伊藤委員のお話は十分に理解をしたつもりでございます。ただ、ちょっと整理をさせていただきます。

今、環境保全課が、保健師が当該者の方に訪問しているということをご説明しましたが、これはあくまでも、公健法の中で国のほうからお金を頂きながら、それを財源にしてやっている事業の中で、公害保健の福祉事業として療養指導という範疇で保健師が行っております。これはこれで本来の業務を全うしておるわけです。

ただ、行けば人間関係ができます、いろんな話が出ようかと思えます。保健師としても受け止められる以上のお話もある場合もありますので、そこはそれで情報を共有して、今度は私どもが環境部全体としてそれを真摯に受け止めて、しかるべきセクションとスタッフでそういった声を拾いに行くと、こういった形でご理解をいただきたいと思えますので、40年来、保健師が行って何をしておるんやということではなしに、保健師の訪問は療養指導として、それはちゃんと任務を全うしてきた、ここはご理解をいただきたいです。

思い、心の部分というところ、単に病状回復だけやなしに、思いというところを真摯に受け止めるという方策は、一度、部内で一生懸命議論をさせていただきたいと思えますので、ご理解賜りたいと思えます。

以上です。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

ぜひ、これという接し方はないかと思うんですが、やはり苦しいことを聞いていただく、特定の方のお話だけじゃなくて、300人を超える方がおられるので、いろんな方のご意見、お気持ち、今まで言えなかったけれども、50周年を迎えて何か伝えたいというお気持ちの方もおられるか分かりませんので、そこは十分検討いただきたいというふうに思います。

地元も一緒に一歩ずつ、手をつないで、特に中心となるのが四日市公害と環境未来館なんだと思いますけれども、手をつないで、今までの離れておった距離というものを詰めていかなあかんというふうに思っておるというふうにも聞いております。ですから、本当に魂の入った50周年というものをつくっていただきたい。本当に四日市市が四日市公害を二度と繰り返さないというコンセプトを選んだのであれば、それを地元にも、それから公害の認定患者さんにもきちっとお伝えいただいて、関係者の方と調整をしていいものをつくっていただきたい、まだまだ時間がありますので。

それから、もう一点、よろしいでしょうか。

真ん中ら辺に存命者の声って書いてあるんですけど、存命者という言葉というのがちょっと引かかるんですけど、この言葉というのは、こういう言葉を使うんですか、日本語的に、ごめんなさい。要は、お亡くなりになられた方がご存命のときとかそういうのによく出てくる言葉なんですけど、ちょっと私、知識がそこら辺ないので……。



## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館の大谷でございます。

委員ご指摘のとおり、存命者という言葉、こういう資料に書くのがどうだということをご指摘いただくと、確かにそうだなと。皆さん、公害発生から50年近くたって、ご高齢になられて、お亡くなりになってみえる方も増えてきているという中で、まだご生存の方という丁寧な書き方をすべきだと思います。申し訳ございません。

## ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

どうかその辺、敬意を持った接し方とか、そのような日本語をよろしく願いたします。

それから、その下に、真ん中で、研究者に提供するという事なんですが、研究者というのは、非常に個人的な情報とかデリケートな話になってくると思うんですけども、研究者というのはどういう方を想定されておられるんですかね。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館の大谷でございます。

今ご指摘ございました、患者様をはじめとする公害の資料の中には、個人情報の最たるものも含まれてございます。

研究者というのは、大学で四日市公害について研究してみえる若手の研究者の方が少なくとも3人ほどみえると。資料のお名前とか消した状態で、改善に向けた歴史とか発生の経緯とかというところを研究したいという方がみえるという意味でございます。

## ○ 伊藤嗣也委員

もうこれで最後にしますが、このページの一番最後に、塩浜地区へ行かれた、去年ですか、いろいろ歩かれた、バスとかで歩かれたというふうに受け止めます。

そのときに、地元の塩浜地区、磯津地区の住民の方はどう受け止めたかという、私たちらは見せ物かと、私たちの住んでおるところは見せ物の場所なのかと。全く四日市公害と環境未来館の人は一言も地元、また住民の方に言わずに、本当に何か奇妙なものを見に来るような形で地元の方は受け止めたわけです。我々は何なんやと。だから、例えば、磯

津へ行かれたときに、測定の装置があるけどその後ろにはお墓がある、そこには公害で亡くなられた方がたくさん眠っておられる、そこにお尻を向けて測定装置を見る、そういうこと一つ、磯津の住民の方はどういう思いをした、自分の身内がここで、公害で亡くなった方がおるんやということを、我々、言われると、四日市は何やっているねんと、どう考えているのやというので、非常に私はつらい。

ですから、去年のことはもう仕方がないですけど、今後、地元の方と十分その辺も協議いただいて、一緒になってもしやるんでしたら取り組んでください。あくまでも、責めているというよりも、地元の方も一緒に手をつないでやりたいんだということでございますので、よろしく願いいたします。その辺は、お考え方、最後に伺えればと思うんですけども。

## ○ 田中環境部長

先ほど伊藤委員から様々なご提言をいただきました。

四日市公害と環境未来館設立のときから振り返ってみますと、やはり実際私どもが声を聴けていないとか、いろんな、実際聴きには行ってはおるものの記録に結びつかない部分が多々難しくて、いわゆる証言拒否といった正直生々しい話もあったのが事実でございます。今思えば、私も実家が塩浜にございまして、おじいちゃんに聴いておけばよかったなって、聴かずにもう亡くなってしまって、今、この立場になってしまうと、本当にこれ、聴いておきたかったと思うことがよくあるわけでございますが、そうした、今回塩浜のほうでも役員が替わる中で、やはり少し風向きが変わったかなって、我々に対してご協力いただけるようなアプローチを、声をかけていただいたことは私はすごくありがたく思っておりますので、こういった視点も踏まえまして、ともすれば、環境保全課とか生活環境課のほうで、地元にとって身近になってしまうといったこともあるのは事実でございますが、四日市公害と環境未来館にあっても、お声いただいたことを光栄に思って、改めていろんな形で声を聴かせていただいて、先ほど申し上げましたが、記録に残っていない記憶、これが一番難しいんですけども、何とかこの部分を少しでも、表に出せない話もあるかも分かりませんが、これは大事に我々が残していくべき部分として受け止めておりますので、それにも近づけていきたい。

また、お声をいただけて、こういった部分、こうしたらいいんじゃないのという様々なご提言をいただきましたけれども、そういう機会も持って、よりよい形で、保存できるよ

うな形で、地域とも連携しながらやりたいという思いも持っていますので、またいろんな方、例えば、こういった方、お話を知っておるよという方々、ぜひご紹介していただきたいですし、いろんな機会にお声をそうやっていただければ幸いですと思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員

本当に、部長、ありがとうございました。

私も非常にうれしいといったら言葉が悪い、ちょっと何と申し上げていいか分かりませんが、どうかひとつよろしく願いをいたします。

終わります。

○ 谷口周司委員長

では、少し、時間も1時間以上経過いたしましたので、10分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。再開は2時20分をお願いいたします。では、休憩とさせていただきます。

14：10 休憩

---

14：20 再開

○ 谷口周司委員長

では、時間が少し早いですけど、皆さんおそろいになりましたので、小林委員ですが、先ほど事務局の方から連絡していただきまして、連絡もつながりまして、所用で少し遅れますということで、進めておいてくださいということでもありますので、このまま引き続き進めてまいります。

では、追加資料につきまして、ご質疑ございましたら挙手にてお願いをいたします。

○ 井上 進委員

一般環境測定局の廃止の件で、根拠を出していただきましてありがとうございます。

私、ちょっと、こういった専門家でも何でもないのでよく分からない部分もあるので、

ちょっとお伺いしたいんですが、今回、南測定局と西朝明中学校測定局を廃止する方向でということなんですが、これ、廃止の考え方なんかをちょっと見ておると、低濃度の領域で、例えば南測定局、SO<sub>2</sub>については、商業高校や北星高校、楠とほぼ同一の領域というふうな形の書き方なんですが、よう分からんのは、要するに大気汚染の測定に関して、北星高校と南測定局って一緒のような考え方ができるのかどうかというのが私ちょっと分からんのでお伺いしたいんですが、その辺ちょっと教えてください。

## ○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦でございます。

確かに委員がおっしゃいますように、南測定局と西朝明中学校測定局とか、かなり距離が離れていまして、これを同一に捉えるということはどうなのかということは、素朴に疑問になられるかと思いますが、ここの資料の6ページに示してございますように、大気の拡散というのは、もっと広い領域で捉えるのが分析手法のようでございます。例えばSO<sub>2</sub>ですと、黒い点がついているところが測定局の場所なんですが、メッシュで示した色が同じところというのは、四日市という広い領域の中でそう大差がないと。青いところは濃度が濃いところだけれども、黄緑のところは同じようなレベルで測れる、まずそういう前提を押さえて、であれば、発生源により近いところを残して、遠いところは間引いてもいいよねというような発想で、分析されたということでございます。

## ○ 井上 進委員

分からんっちゃ分からん、ごめんなさいという話なんですが、やはりさっきも言ったように、私の考え方では大気って絶えず動くものでもありますし、南測定局のほうですと、結局、塩浜方面に結構近い部分でもあろうかなと思うんですよ。そういった部分になってくると、風向きによってもその都度変わってくるのかなって、そういう地域をなくしてもええんかというふうな考え方がちょっと私の中にあるんですが、そういった部分で、この考え方に立ってもええんかなって、どう言っているのか分からんのですけれども、残すべきは残しておくべきじゃないのかなというのが私の考え方なんですが、その辺で、廃止してもええのかどうかというのが分からんですけど。教えてください。

## ○ 田中環境部長

少し分かりやすい例で、ちょっとはしょって申し訳ないです。例えば南測定局、南中学校の裏手にあるわけですが、そうすると、近隣に、例えば楠とか三浜とか、コンビナートに近いところの測定局があるというのが一つございます。

あとそれから、コンビナートの主たる大きな煙突には、リアルタイムで測定する、テレメータというのがついていまして、そちらは県の管轄でございますので、県にデータが行くわけですが、煙ですので、発生源から遠くなると、どうしても濃度が薄くなるよというようなことでございますので、近場であれば、濃いところを押さえられるというのがポイントでございますので、風向きのラインにあって、例えば北星高校があると、風向きの延長上に西朝明中学校測定局があったりするわけですが、手前の濃いほうを押さえおければ、こちらはどうしても濃度が薄くなってしまいますので、国の基準で見ると、濃いところを押さえおければ、それで基本的には十分であるということから、ここは見直してはどうかという、いわゆる風下のところ、そこについてはというようなことで、今回提言をいただいたということでございます。

## ○ 井上 進委員

ありがとうございます。分かるっちゃ分かる部分でもあるんですが、やはり少しでも細かく、私の考え方なんですけれども、できるものであれば、観測はしていただきたいなというのは私の思いでもあります。そういう形で終わらせていただきます。

あともう一つ、東名阪の自動車排出ガス測定局、これはある程度理解はできやんことでもないんですが、東名阪、どちらかという、桜の団地の真ん中をどんと走っておる自動車道でもあるので、測定局が四日市インターの近くだったかと思うんですが、ちょうど団地へ入る、あるいは団地近郊の大気を測っておるので、ええよねとは思っておったんですが、交通量としては、確かに伊坂の新四日市ジャンクションで分散されて、東名阪、あるいは新名神というふうな形で分かれていくので、そこで見ればいいのかなとは思いますが、完全に廃止の方向でこれは考えておるという形でいいんですかね。

## ○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦です。

道路の場合は、いよいよこれ局所的でございますので、道路はもう生きておりますので、拡張、拡幅、延伸していけば、交通量の流れは大きく変わってまいります。そういう意味

では、こういったジャンクションでいろんな幹線道路が延伸していくと、分散されたから同じ測定効果が得られるものであれば、より影響の多いものを残し、そうでないものを減じる、それでも全体の測定の効果は変わらないよと、こういう分析手法を取っているわけですね。そういう意味では、現状の四日市管内の道路事情を見たときには、伊坂辺りのところは、ご承知のように、ジャンクションになっておりますし、こういったことで東名阪測定局を廃止してはどうかという提案になりました。

そういう意味では、これは例えば北勢バイパスが国道477号のバイパスにつながりますと、これもまた新しい交通量の流れが変わってまいるかと思しますので、先ほどから出ております移動測定車とかそういったものも、場合によっては効果的に使いながら、常に交通状況の変化しつつあるところを見極めて、ここありきではなくって、常に見直しをしていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

#### ○ 井上 進委員

ありがとうございます。

先ほど言われたように、やはり日々、環境って変わってくるかと思しますので、四日市の環境を守れるような、そういった測定をぜひともこれからもお願いしたいと思しますので、よろしくお願いします。

以上にしておきます。

#### ○ 谷口周司委員長

他にございますか。

#### ○ 山口智也委員

35分の14から16ページの資源物持ち去りの資料、ありがとうございました。

これまでも環境部さんには、私が議員にならせてもらった10年ぐらい前からずっと、毎年のようにこの課題を議会で質疑させていただいて、議員さんも様々取り上げてきたテーマでありますけれども、なかなか撲滅ができないというか、確かに市況の悪化で減少傾向にはあるとはいえますけれども、私の住んでいる団地なんかでも、早朝から、ワンボックスカーが、非常に危険な運転で走っている。私が住んでいる団地というのは、非常に子供

が多い団地なんですけれども、小さいお子さんが。そういうところを、物すごいスピードで、爆音を立てて走り回っておるわけですね。何とかならんかなという思いでできましたし、環境部さんには努力をしてきてもらったというのはよく分かっているんですけども、本当に撲滅できないということが歯がゆい思いであります。

何とか、私の思いとしては、パトロールを強化してきてもらったというのは、一定の効果はあるとは思いますが、さらなる対策で、犯罪を抑止し撲滅をしていかななくてはいけないという、そういう問題意識を持っております。

資料を用意していただきましたけれども、少し不明な点をまずお聞きしたいと思うんですが、35分の14の上の表で、行政と委託事業者がそれぞれの班で回っていただいていると。これを見ると、平日については毎日、月曜日から金曜日まで、2台が常に動いておるといふ、毎日月曜日から金曜日は動いておるといふ、こういうことでよろしいのでしょうか。

#### ○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

基本的には行政も、資料にございますように午前中、職員の勤務の関係で金曜日は行っておりませんが、月曜日から木曜日は毎日、それから、委託事業者においては、祝日を含みまして、資源物の回収日はどこかの地域を回っているということでございます。

#### ○ 山口智也委員

委託事業者は、祝日も含めて、毎日回っていただいているということですね。

次に、ルートなんですけれども、35分の16を見させていただくと、水沢の例が書かれておりますけれども、矢印でずっと回っているところが書いてありますけれども、例えば水沢でしたらルートを一周したら、もう次の地区に回っていくのか、なかなか犯罪が多いところは何回も周回して確認していくということをやっておるのか教えていただけますか。

#### ○ 前川生活環境課副参事

生活環境課、前川でございます。

ご覧いただいておりますルート表については、イメージということでご覧いただければと思いますが、委員おっしゃられますように、当然ながら一周回って見かけなかったから次に行こうかという感じで回るときもありますけど、基本的にはしばらく定点で監視をすると

いうのも仕様に含んでおりますので、しばらくそれぞれの集積場で空いたところへ車を止めて様子を伺うというふうなこともしていただいております。発見すれば、その地区にしばらくとどまるということは、当然やっていただいております。ただ、ほぼ毎日地域がございますので、同じところにずっとというわけにはいきませんが、少なくとも一定の時間はそこで滞在をして、様子を伺うというふうなことはやっていただいております。

#### ○ 山口智也委員

先ほど行政のほうは、月曜日から木曜日まで回っていると。業者のほう、委託先のほうは毎日回っていただいているということなんですけれども、実際に持ち去り現場に遭遇して指導するケースというのも当然あると思うんですけれども、あつたと実績にもありますけれども、これは確率的には、例えば一月見て、実際にそういう場面があったというのは、1か月でいうたら何回ほどあるんですか。

#### ○ 前川生活環境課副参事

非常に難しいんですけど、まるっきり1か月坊主というときもありますし、毎日のように遭遇してということも当然ございます。ただ、接触して言葉をかけれる状況の場面に出くわすということは極めて少のうございます。

といいますのは、車を見たり、あるいは車を周辺で止めて、これは何度もこの委員会でも申し上げていますが、職員が降りる、あるいは警備会社が車から降りる段階でもうすぐに逃げていくという、この逃げる行為が非常に危険でして、周辺に何がしようがとにかく自分らの身を、逃げることを優先で走り出しますので、ひどいと後ろのハッチを開けたまま走り出すということもございますので、2次的な危険が及ばないような形での声かけということになりますので、なかなか相手さんに接触して注意を促すというのは正直難しゅうございますが、いずれにしても、集積場で資源物を回収している段階、今まさに荷物を持って車に積み込もうとしておるところで、捕まえると言ってしまうのは悪いですけど、現認して相手さんに声をかけるチャンスは、これはそこで警告なり注意喚起ということは当然できますので、その場面に出くわすというのは極めて少ない現状はございます。

#### ○ 山口智也委員

努力をしていただいているにもかかわらず、時には1か月、なかなかそういう場面もな



いときもあるということでした。何が言いたいかというと、抑止力には当然なっているんですけども、非常に非効率ではないかなというふうに、こちらが取り組んでいる力量に対して、なかなか本当の成果として非常に非効率ではないかなというふうに、そういう総括を僕はちょっとするんですけども。それは、皆さんの努力に対して非常に失礼な言い方でありまして、やっぱり決算の場なので、これをじゃ、ずっと続けていくのかというところは、やっぱりしっかり手法を考えて、より効果的なやり方というのは検討していかなあかんのかなというふうに思うんですね。

前々から、ほかの委員さんからも提案があったと思うんですが、例えば犯行の多い箇所については、防犯カメラを設置していったらどうやという話がこれまでもあったかと思うんですけども、それをしない理由というのはあるんですか。

## ○ 前川生活環境課副参事

前川でございます。

確かに条例が施行されてから、それこそ10年近くになります。その間、特段の効果が得られていないというふうに思われても致し方ない状況にあるのは、これはもう事実かと思っています。

ただ、これまでの我々の取組の中では、いろいろご意見もいただきましたが、最初は、私もそうですが、職員が早朝から出向いて現地でパトロールをして、委員も立ち会っていただいたことがあったかと思いますが、無線機を持って、あっちやこっちやという話をしました。我々は警察ではありませんが、職員が相手の前へ回り込んで止めたりとか、今でいうとちょっと横着な止め方、あるいは、言葉は悪いですけど捕まえ方をしてきました。その間、職員が逆に相手の車に当たってしまいけがをするというふうな、あつてはならぬ事故もございました。

この間、私もずっと、条例をつくってから関わっていますので、逆にいろいろな思い入れがあるんですけど、四日市だけで悩んでおるのではなくて、各市町村といろいろと議論する場も設けております。今、コロナ禍の関係でなかなかお会いすることはできませんけれども、電話等々での情報共有はいろいろさせていただいております。

取組として、例えば持ち去っていくものがどこへ運ばれているのかというのを調査するGPSを仕込んでみたりとか、あるいは買取業者を、もう買わないようにしてくれというので働きかけたりとか、これは1市町村だけではできませんので、それぞれの業界に働き

かけたり、あるいは各市町村から業界に申入れをして買取りをやめてもらうようにしたりというふうなことも随分図ってまいりました。そのおかげももちまして、今、買取業者が関西のほうやら、そういった四国のほうまで流れているという話も聞いておりまして、関西のほうとか、そういったところの買取業者も、持ち去り古紙は買わないというふうなことになって、だんだん売りに行くところがなくなってきたんですけれども、やっぱり古紙だけではなくて、今度は金属に手を伸ばすとか、もうとにかくお金になるものには全部手をつけていくという状況もございますけれども、それを地道に取り組んでいくしかないのかなというふうなところもございます。

我々としては、警備会社のほうにパトロールをお願いしたことによって、逆にいうと、職員が情報をいただいたところへ、先ほど申し上げてみえましたが、頻発する地域の地元に入り込んで、自治会長さんを含め、しばらく情報をさらに集めさせていただいて、警察の方にご協力をいただいて張り込みを行うということなんですが、ただ単にこれ、張り込みをするということだけではございませんで、例えば車をどこに停車する、何時にどれだけの人数で配置するとかという、綿密な打合せも当然必要になってまいりますので、そういったところのポイントが絞りやすくなって、比較的相手への抑止力という部分について、ここまでやると見つかるな、あるいは捕まるなというところが大分分かってきたというのが事実としてございますので、いろいろ言うていきますけど、抜群の成果を得られていないのは事実ですので、今後も、少しまた違った角度から調整をしてまいりたいと、このように思っております。

#### ○ 山口智也委員

違った角度でというので、具体例として、防犯カメラというのを私、申し上げたわけなんですけれども、そこに対しては、どういうふうに。

#### ○ 前川生活環境課副参事

失礼しました。

防犯カメラについては、いろんなご提案をいただいております。ただ、自治会さんにおいて、集積場というのはそれぞれの自治会さんで管理いただくということをお願いしておる関係で、一部の地域では監視カメラを置いていただいている地域もございます。ただ、どうしてもごみ集積場という場所柄といいますか、その方の顔、いわゆる

何も関係ない、本当に普通の住民の方の顔なり車なりお姿が全部カメラに映りますので、例えばプライバシーの問題、あるいは肖像権の侵害だとかって、いろんなどころの弊害が、意見があって、監視カメラまで置くのはどうなんかなというので、ためらわれてみえる自治会さんも多々ございます。

ただ、カメラを設置される自治会さん、そういったご要請をいただいた、ご要望いただいた自治会さんにご相談させていただく中では、市民協働安全課が防犯の意味で非常に広い範囲で、防犯を目的としたカメラの設置ということもしていただいていますので、そういった補助制度をご利用いただくとか、そういうようなことをご案内しながらつけていただいておりますが、カメラを置場にスポットでつけるというのが非常に、自治会さんの中でも抵抗を示される住民さんもいらっしゃるのでつけられないというふうなところの判断に至っておるケースが多々ございます。

ですので、僕らも別に反対しておるわけではないんですけど、そういうもろもろの事情をクリアできた上でつけていただくようにということで、ご相談にはいろいろ乗らせていただいております。

#### ○ 山口智也委員

これはもう本当に僕の感覚ですけど、住民の方もプライバシーとおっしゃいますけれども、しかし現場を知っている人からすれば、本当に危険な運転を、これがなかなか減っていかないということで、もしも交通事故であったり、さらには例えば空き巣なんかにつながってきたり、2次的な被害をもし発生させてしまったら、プライバシーなんて言うておる場合じゃないわけですよ。そこは強く、市民文化部と協働でもいいですけども、環境部として、こういうものを撲滅していくんやという強い思いで、住民にしっかり説得をしながら、プライバシーという壁をぶち破って、新たな手法にステップアップをして撲滅に取り組んでいくという、そういう強い姿勢というのが、僕はちょっと感じられないんですけども、前川さんのことは非常に、これまでも10年間、現場でも、様々な取組をしてこられたので、よく存じ上げておりますけれども、ただ、撲滅していけないという現実に対して、強い手を打っていくべきではないかというふうに思いますけれども、くどいですが、最後にもう一度、答弁いただければと思います。

#### ○ 田中環境部長

山口委員のほうから、いろいろご意見いただきました。

本当に平成19年ぐらいだったと思うんですけども、持ち去り行為が始まりまして、なかなか決定打ができないというのは一つに、何度も申し上げているかも分かりませんが、法規制で直接罰するものがないということなんですね。民法上で無主物と言われていて、そして一番いいのは、警察官が現認していく、現行犯逮捕ができれば、これが一番いいんですけども、残念ながら今できる精いっぱいのところ、行政が見つけて何度も警告書出して指導して、言うことを聞かなくてやっとなら罰金という、これが今の、残念ながら法規制できるこれがもう限界ということになっておるところでございます。

そんな中で、いろいろ先ほど前川が申し上げましたけれども、カメラの件もやっぱり難しいところがいろいろありまして、置場という、まともに見えてしまうと、カメラを壊してしまうようなこともやりかねないやからでございますので、その辺、どうしていくかというところもあるかと思えます。

また、せっかく捕まえても、罰金が少額ということで、再犯した事例も実際あって、1回で収まっていないという厳しい状況もあり、じゃ、罰金をもう少し上げられるんじゃないとか、いろんな考え方もあろうと思えます。これにつきましては、ずっとやってきてもなかなか、少し持ち去りの量が減ったというのはあるんですけども、とはいえ、先ほど申し上げましたように、日銭欲しさに人が替わっていくという、今までやっていた人間は、儲からないからやめたという話になるんですが、また顔ぶれが替わってきているという現状もあって、なかなか苦しい状況にあります。ご提言の趣旨も踏まえて、少し例えば条例もひっくるめて、どうするのがいいのかというのを一度検討させていただきたいと思えますので、またよろしく願いいたします。

## ○ 山口智也委員

ありがとうございます。

僕はもう本当に、資源物の持ち去りというのは、極端に言うたらそんなに問題にしているというか、それよりもこの危険な状況を何とか変えてほしいという思いです。その思いだけで話をしていきますので、ぜひ酌んでいただきたいと思いますし、今後について、自治会による集団回収であったりとか、民間のステーションへの持込みを促進しながらということも書かれておりますけれども、これも、高齢化に伴って活動がなかなかできなかったり、実際にステーションまで持っていけるような人というのはやっぱり一部ですから、

限界があると思うんですね。

だから、先ほど言ったように、防犯カメラも様々な課題はあるにせよ、やはり強力な抑止力になるというふうにも思いますので、それも含めて、手法を決めていただきたいなと思いますので、強く要望させていただいて終わらせていただきます。

以上です。

## ○ 加納康樹委員

資料をお願いしたところでお伺いさせていただきたいと思います。

まず、12ページのグラフの見方に関しては、分かりやすくしていただいております。納得できましたので結構です。

20ページのクリーンセンターの周辺環境整備事業に関してです。これに関しては、ですから私としては、クリーンセンターが稼働して、年月がたつのに、周辺環境整備事業の金額が上がるってどうよという、それがベースだったんですけど、それに関しては、先日の委員会別の議案聴取会の際にも課長から簡単にはご説明いただいたんですが、改めて書いていただいて、手戻りがないように道路改良に合わせてということ、そして、平成30年度からの繰越しもあるからという説明で、それは分からんことはないのですが、根本として、20ページの、理事者の皆さんに資料を作っていただいたように、1、地元要望に基づくもの、米洗川なんかはそうだと思いますよ。クリーンセンターができて、その下で何かあるかもしれないじゃないかというのは、地元要望なんだろうとは思いますが、（2）のやつも地元の要望でしょう、クリーンセンターができてということで、ついでにやってくれやという、垂坂の皆さんの思いは分からなくはないです。

でも、2、クリーンセンター建設に伴う雨水対策というふうに書いて、理事者の皆さんもそう書いてしまうように、岩川断面拡幅等工事というのは、そもそも周辺環境整備事業なんですか。周辺環境整備じゃなくって、どうしてもやらなきゃならない事業ではなかったんでしょうか。そこがちょっとよく分からない。

## ○ 田中環境部長

加納委員からご指摘あったとおり、いわゆる二つの顔がありまして、周辺環境整備で1点目は地元要望に基づくもの。こちらは従来の河川を、今お話があったのは、これ、ほかのところもあるとは思いますが、流速がちょっと遅いものですから藻が生える。

それが臭いよとか、いろんな話があってこうやって複断面にしてしまうと日に当たる、そして流速が速いので藻がつかないというような、いわゆる改善というようなところがあったのが、いわゆる地元要望に基づくものでございます。

2点目のクリーンセンターの建設に伴う雨水というのは、クリーンセンターはもともと山にあったところを切って岩川というところに配水する。米洗川と岩川と二つあるんですけども、岩川に配水するところ、キャッチの部分というところでございます。本来であれば、調整池を造って配水路を整備して据付けまで一気にいきたかったんですが、垂坂1号線がその上を走って行ってしまいますので、先に下へ通してしまっただ道路をすると、まためくって路床から全部やり直しになるのでまずいなということで、ちょっと遅れてしまった。

ですから、こちらにつきましては、どちらかという、もう建設のときに、当初は一体としてって思ったんですが、手戻りになってまた掘削するようなことはということで、地元要望とちょっと2点目は少し、本当は配水のときにできれば一緒にしたかったということで、当時、建設までにこれをしますというのを提示した3億円ほどの事業があったと思うんですけども、2点目については、できれば、その中でと当時計画していたものになっております。

#### ○ 加納康樹委員

それなので、決算処理書というのか、予算処理書というのか、もともと私たちに示されて、委員会の議案聴取会のあるときにあった部局別資料のところ、38分の36のところ、平成22年からの決算額の数字の推移があるんですけど、この数字の中に岩川断面拡幅等工事というのは含まれるべきものなんですか。これに類似するものが平成22年から以降、この数字の中に入っているものなのですか。

#### ○ 田中環境部長

そう申されると、これとは別でやっていたものがございましたので、本来ではそちらで整理すべきものではないかと言われると、これと別で整理していた建設までの中で本来入っているべきものだったと思います。

#### ○ 加納康樹委員

部長、そうおっしゃっていただくのであれば、これは何らかやっぱり、今後も引き続いていくこともあるので、もっと分かりやすく整理をするべきかと思うのですが、何かうまい具合に整理できませんかね。

○ 田中環境部長

うまい具合にということでは、令和元年度が少し別のものがございますので、例えば2段書きにして、建設時の際の部分と、日常的に700万円から800万円前後でずっとやっている地区の要望と2段書きにさせていただいて、これは当時の過去の積み残しであるとか、そういうふうな書き方で一度、次年度以降整理して、飛び出したやつが分かりやすくなるような整理で、次年度以降の資料の整理をそうやってさせていただくということで、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

それでもいいんですけど、さっきの部長の答弁でいくと、そもそも周辺整備事業じゃなくて、そのときやらなきゃいけないやつがずれたというニュアンスが出るべきかと思うんですが、どうなんでしょう。

○ 田中環境部長

そうしますと、平成22年から、実際に携わったいろんな事業がありますのでその段と、連続する段とに間が空いて、令和元年度がぼんと出てくるような、そういったイメージの資料をちょっと一遍考えてみたいと思います。

○ 加納康樹委員

決算の認定については特に言うつもりはありませんので、改めてその資料の作成し直しだけは、要求しておきます。

○ 谷口周司委員長

資料のほうできますか。お願いいたします。

他にですが、資料の請求のあったところにつきましては、あと小林委員のところを残すのみなんですが、小林委員いらっしゃいませんので、このまま全体の部分に入っていくた

と思いますが、また戻られた際にここの資料のところ、お聞きになりました小林委員から確認させていただきたいと思いますので、お願いいたします。

では、資料請求以外のところで、ご質疑ございましたら、挙手にてお願いをいたします。

#### ○ 井上 進委員

まず、今、国のほうでプラスチックごみの焼却など今後、やめるような話もちらっと出ているような話を聞くんですが、今後、四日市として、プラスチックごみは今やっと一緒になって分別をしなくて、私らは助かっておる部分でもあるんですけども、そういった部分、国の指針がそういうふうになってきた場合の、四日市の考え方とか、そういった部分をちょっと教えてほしいなと思うんですが。

#### ○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

井上委員おっしゃっていただいた、国のほうでプラスチックを資源として回収して云々という新聞報道、マスコミ報道がなされて、実は私もそれを新聞で見て、非常に驚いたこととございました。

ご案内のとおり、クリーンセンターにおきましてはプラスチックも可燃ごみとして焼却をさせていただき、熱エネルギーとして回収をする、いわゆるサーマルリサイクルという形で、私どもは平成28年にクリーンセンターを建設させていただいて、動かしております。国がああいう形で、正式な話として出てきておるといふふうにはまだ理解はしておりませんが、今後どういう形で県なりを通して市町村に対して言ってくるのかは注視していく必要はあろうかと思いますが、当面、私どもとして、今のプラスチックの焼却、熱回収を変えるつもりは現状持っておりません。

以上でございます。

#### ○ 井上 進委員

ありがとうございます。

せっかく造った施設ですので、うまく四日市として活用していただきたいと思っているもので、お伺いさせていただいたところでございます。ありがとうございます。



## ○ 山口智也委員

もとの決算の資料の38分の37ページをお願いします。

北大谷斎場の利用状況についてなんですけれども、これももう前々から議論はさせていただいている部分なんです、(2)の式場1、2、3のそれぞれの利用率が出ております。特に式場1、一番大きいところについては年々利用率が減少してきておりまして、令和元年度は34.6%と、年間の3分の2は未使用、未利用の状況ということになっております。

先日の皆さんの説明の中では、昨今のコロナ禍で、広いスペースのところも今後必要になってくるかもしれないという説明がありましたけれども、なかなかそこも未知数なのかなというふうには感じております。社会全体で小規模な家族葬が年々増えてきている中で、式場1の在り方というのを、何か検討していることがあるなら少し教えていただければと思います。

## ○ 中山生活環境課長

生活環境課、中山でございます。

今、山口委員がおっしゃっていただいた点、これまでもこの委員会でいろいろご意見、ご指摘を賜っておるところでございますけれども、私ども、北大谷斎場の葬儀会社さん、葬儀事業者さんとの協力の会議を持っておりまして、そういったところで、そういう業界の方々とも意見を交換することがあるんですけれども、式場1について稼働率が落ちていると、今おっしゃっていただいたように、コロナ禍もありますが、それ以前に、コロナが出る前から家族葬や、日本の社会の高齢化にも伴って家族構成が大きく変わってきているというのが背景にあると思います、家族葬なりという小規模な葬儀が増えているという基調の中で、さらにコロナ禍でというところで、ダブルパンチ的に利用率が低下している

ただ、関連協力会社の葬儀事業者さんにお話をすると、特に自前の葬儀会場をお持ちでない事業者さんから見ると、全く需要がないわけではない。大きな会場ですので、民間ベースではそれを維持していくというのはなかなか難しいけれども、行政として民間が手を出しにくい部分、大規模な式場の維持については、やはり残してほしいというのが、事業者さんのお声として私どもは承っております。

何か利用率向上に向けてというようなところなんですけれども、端的に言えば、利用者アン

ケートの結果を見れば、シャワーあるいはお風呂、こういったものがあればいいのというようなお声は頂戴をしております。ただ、ハード的にそれを整備しようと思うと、水回りですので、かなりの金額がかかるということと、当然、そういう設備投資なりを行えば、利用料金にはね返さざるを得ない。

私ども、我々の北大谷斎場、あるいは葬祭場については、低廉で質素なという、行政がやる世界でございますので、あまり豪華で華美で非常に高い値段でというようなところは行政としてやるべきではないというところで、低廉質素というところに重きを置いてございますので、そうすると、水回りをかなりの金額を入れてグレードアップすると、利用料金にもそれなりにはね返さなきゃならんというところもありますので、そこについては、課題としては認識はしておりますけれども、お風呂なりシャワーなりを増設してというところは、ちょっと今現状、具体的な考えとしては持ってございません。

以上でございます。

#### ○ 山口智也委員

式場1は、業界としてもある程度残してほしいというお声もあるということで、そこは一定程度理解するところではありますけれども、ただ、稼働率が年々下がって減少傾向にあるということと、これから多死社会に向けて、小規模な式場がますますニーズが増えてくる、ひょっとして足らなくなってくるという、そういう課題はあります。

例えば、自前で大きな式場を持っていないところについては、それは民間に、場所だけお借りをするということは、それはできないんですか。大きい場所をほかの業者さんにお借りするという、そういうことはできないんですか。

#### ○ 中山生活環境課長

大きな会場を持っておられる民間事業者さんの1会場を、他の零細な自前の会場をお持ちでない民間事業者さんが借りて、葬儀を運営されるということですか。

#### ○ 山口智也委員

そう。

#### ○ 中山生活環境課長

私どもそこまで、あるかないかというのまで詳しくは聞いたことがないので、ごめんなさい、はっきりしたご答弁はできないので申し訳ないんですけども、あまりないのではないかなというふうには思うんですけども。

## ○ 山口智也委員

先ほど言った中で、多死社会で小規模なニーズが増えてくるという中で、例えば足りないってなってきたときに、じゃどうするのかというところについては、どうしていくんですか。

## ○ 田中環境部長

こちらの民間のニーズ、葬儀、総合計画のときも少し、多死社会だということで、今、三千数名のお亡くなりになっているのが4000名台まで恐らく上がってくるんじゃないかということが懸念されるわけでございます。

そして、もう一方で考えられるのが、葬儀そのものが、コロナ禍の影響もあるかと思うんですけども、いわゆるすごいシンプルなものに変わりつつあるというのが現状があります。

今までは式場1って言われる、200名ほどのところがございますけれども、そういったのが主流で、いわゆる多くの方を呼んでお見送りする、金額にすると100万円を超えてくるような葬儀代が一般的ですが、近年はそれが高齢化してきたもので、なかなか身内のほうが少なくなってきたということで、徐々に家族葬へシフト、コロナ禍になってくると今度はいわゆる直葬に近い形なんですけど、例えば通夜を飛ばして告別だけとか、もっといっそのこと、通夜、告別もなしで、ご自宅で預かって持ってくるというケースも、この地方ではまだあまり見られていませんが、都心部では結構出てきているというようなアンケート結果も出ております。

そういったところを踏まえて、今、確かに民間のほうも徐々に、家族葬の会場というのが少しずつ整備されている現状にありまして、私どもの近くでもやっているんですけども、それがじゃ、満員になって足りないというようなところまでは、まだ現状はいい感じに感じておりますが、その辺の動向は少し見切っていく中で、具体的には式場1を、例えば2と3のような形で分割してできないのかなという恐らくご提言ではないのかと受け止めております。

ただ、式場1がご承知のとおり、奥長の構造になっておりますので、あれをやってしまいますと、恐らくど真ん中で切るような形になってしまうと、現実的な利用の形態として非常に難しいのかなというふうに思っておるところでございます、構造からするとなかなかというところはございます。

先ほど課長が申しあげましたように、式場を持たないところからも、残してほしいと要望があるのともう一方、式場があるところも、例えば複数来た場合とか、恐らくご自身のところが今後持ちこたえていけるかというのもちょっとあるかと思うんですけれども、残しておいてほしいというのは、持っているところからの要望でもございました。

というところで、ただ、私ども式場1が下がってきておるのは非常に気になっておりますので、状況を少し見切った上でやりたいとは思っておりますが、ただ、私ども最後には、ある程度の人数を持っているところは、どこかにはなければいけないと思っておりますので、それがひょっとして、公共で持たざるを得ないような場面もあるというのを頭に入れつつ、今後の動向を見据えさせていただきたいなとは思っております。

#### ○ 山口智也委員

式場1の稼働率は非常に気になるものの、ご説明の中で、一定の役割として残していかなければならないというところは理解しないわけではないので、そこは置いておくとして、ただ、やはり、現状はいいですけれども、これから多死社会がどんどん加速していく中で、北大谷斎場としても、現状のまま、ずっとこれでいっていいのかということでは決してないと思うので、例えば利用率の非常に低い待合棟なんかでも、スペースとしてはあるけれども、非常に利用率が低いと思うんですけれども、そちらを改修していただくとかということ、検討材料の中にはあるんでしょうか。

#### ○ 中山生活環境課長

待合棟というと、火葬場に併設されている、火葬しておる間、ご遺族の方、ご親戚の方が待っていただいて食事を取っていただく場所という理解をするんですが、これから多死社会、亡くなる方がたくさん増えていく、単純に考えれば、火葬に付される方が増えていく、火葬の間お待ちいただく人数は増えないかも分からないけど、件数は増えていくということを考え合わせると、待合の部屋をそういう葬祭会場に改修するというのは、十分慎重な検討が必要なのかなと思います。

## ○ 山口智也委員

しかし、このままいったら、やはり不足するというのは可能性としてはあるわけなので、新総合計画の中にも、多様化する葬儀や墓地に対する市民意識と実態調査を行いますというふうに明確に書かれておりますので、もう具体的に早め早めに具体策をしっかりと調査していく、そういう段階だというふうに思いますので、今日は全く答えは出ませんが、小規模なものをどう確保していくのかということについてはしっかりと検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

## ○ 伊藤嗣也委員

決算常任委員会資料の38分の22で、(2)四日市公害と環境未来館資料の取組についてなんですけど、下のほうに、「語り部」という言葉が使われておるんです。「当館所蔵の映像のうち語り部3名の証言映像を再編集し、DVD「語り継ぐ四日市公害」を作成した。」とあるんですけども、ちなみに広島市の平和記念資料館、原爆の。あそこはそんな表現をしていないんですよ。被爆体験証言者というような言葉を使っています。語り部というのは、特定の団体等が行うことを語り部としているんですね。その辺で、語り部という言葉はいろんな辞書等を調べても、昔の民謡とか民話とかそんなのを語り継ぐということで、これは被害者の証言ということのほうがいいのではないかなと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんですか。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館、大谷でございます。

伊藤委員のご指摘についてはよく理解できる場所なんですけど、私どもが表現しておる「語り部」の中には、公害認定患者の方もみえますし、塩浜地区にお住まいだった方、あるいは、元コンビナート企業に勤務されてみえた方という形で、四日市公害を様々な形で体験された方について、「語り部」という言葉がいいのかどうか分かりませんが、体験された方としての、小学校団体見学等において体験談を語っていただくという意味で、「語り部」という表現を使っておるところでございます。

## ○ 伊藤嗣也委員

3名の方は、間違いなく、四日市公害を体験された方ですか。四日市公害の、どういう人なんですか。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

すみません、言葉足らずで申し訳ございません。

この語り部3名というのを具体的にご案内しますと、1人は、原告のお一人の野田さんです。もうお一方は、市民活動団体に活動してみえた澤井さん。もうお一方は、元昭和四日市石油の社長の鶴巻さんということで、原告患者の野田さんと、市民活動団体として公害裁判を支援された澤井さん、昭和四日市石油の元社長の鶴巻さんという3人を具体的には指してございます。

## ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

それで、これを作成されて、これは地元、今回は地元って言いますけれども、地元にも相談なく作られたわけですね。要はお三人方は四日市公害と環境未来館の方が選ばれて、こういうDVDで語り継ぐ四日市公害、それはもうできちゃったものはできちゃったんですが、今言うたお三人の方で把握しておるという理解で作られたと思うんですけど、なぜそれに関しまして、地元、被害を受けた地域のほうと何の話合いもなさらずにこれを作られたんですか。

## ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

どの方を選んで、それをDVDに編集するかというところ、伊藤委員ご指摘のように、どの方がいいんだというのは相談があってもよかったんじゃないかというところについては、そういうところはあるかなと思ってございます。

今年度も、引き続きこの証言映像を追加で撮っていくということを考えてございます。今年度は5人とか6人の方について証言をお願いしていくということになってございまして、これについては、塩浜、あるいは磯津の地元の方にもご相談をさせていただいて、どういう方にご証言いただけるのかというところは含み置きながら、今年度の事業を進めさせていただければと思っておるところでございます。

以上です。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

私、思うのは、第1巻はこういうテーマでこういう内容、第2巻は、何巻作るか知りませんよ、2回で終わるのかも分かりません。内容をきっちりテーマを決めて、それで作るというのが一般的だと思うんです。ですから、最初、昨年度作られたやつは、もう既に被害を受けた方と市民の方と元企業の方ということですよ。ですから、今後、検討いただくのであれば、地元とお話をさせていただく中で、いろんな角度から、多様な主体の方、個人を含めて、話を聞いていただいてDVDを作成するというのをひとつご検討いただきたいというふうに思います。どうでしょうか。

#### ○ 田中環境部長

こちらの証言映像でございますけれども、映像の中でよく聞かれたことのお答えというのが出ております。先ほど委員からは、テーマごとというお話がございました。地域の方に、まだ、今後、先ほど副館長が申し上げましたとおり、もう少しこちら拡大していきたいと思っております。あまり長い時間を取ると実際使う場面が、来館してもらったときの社会見学とかいろんな場面で使うことを想定しておるものでございますので、そうしたキャッチボールをうまく、例えば地元の方に聞いてみたいことはあろうかと思っております。そういった部分も少し地元の方とキャッチボールした上で、こういったものがないよねというような、そういった形で作って、少しでも見ていただいて、持って帰るものが多いほうがいいと思っておりますので、そういった形で、今後、順番に広げていきたい、そのように思っております。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

四日市公害と環境未来館の展示管理運営費で1700万円余のお金を使われておりますが、展示関係、要は展示の維持管理なんかに費用が発生しているとあるんですが、それで今の展示されておるものが当時のものと全く違う、偽物が展示されていますよね。例えば空気清浄機もそうですし、うがいをする、うがいの台もそうですし、学校の教室を再現した教

室も全然違いますよね。そういう、日本中から来ていただくというのに、当時と全く違うものを展示している、うその展示をしている現状をいつまで続けるのか、お聞かせいただきたい。

#### ○ 大谷四日市公害と環境未来館副館長

四日市公害と環境未来館、大谷でございます。

今、伊藤委員ご質問いただいた点については、2018年の8月定例会議でも、例えば臭いの再現、研修実習室、机についても、当時は木製、木版のところにスチールの脚がついておったというふうな机だったのが、今は講座で使用しやすいように跳ね上げ形式の机になっておるとか、様々なご指摘をいただいております。ただ、来館者の安全の面とか、博物館の中にある施設ということで水が使えないとかといういろんな制限の中でできるだけ、当時の写真を展示したり、工夫はさせていただいております。

#### ○ 伊藤嗣也委員

私が申し上げておるのは、再現したものを作るのに、私も当時塩浜小学校に通っておって、全部頭の中に残っておるわけですよ。もしそういうのを知っている人があそこへ行ったときに、どんな気持ちになるか。公害というのは、事実を伝えやなあかんと違うんですか。行政が作文して捏造したものを展示して見てもらうなんて、これ、最低じゃないですか。いいですか。それに毎年お金をかけて維持管理をしている、これこそ、間違ったお金の使い方ですよ。たくさんそういうことを知っている人がおられるんだから、そういうことは早急に是正をすべきだと思うんですけども、ああいう、うそのものをいつまで展示し続けて、それにお金を使っていくんですか。昨年度も一千数百万円ですか、使われていますよね。本当にそれを似せたものであれば、こういう質問はしませんけど、一体当時の塩浜小学校にどこが似ているんですか。全くの偽物ですよ。全然違うものなんです、形も。だから、水が使えやんとか、臭いの再現とか、それ以前の問題ですよ。

うそのものを造ってそれに毎年金をかけて維持管理しておるということを50周年を迎える前にもまだそういうことをやり続ける、昨年度の決算のこれ、今も審議していますけれども、でもやっていた。今年もなのか知りませんが、子供たちに、来る人たちにうそのものを見せているんですよ。それが四日市市なんですか。どこが反省しているんですか。



## ○ 田中環境部長

今伊藤委員からは、特に1階の展示室、塩浜の小学校を模したところだろうと思います。そちらが、当時の現実、いわゆるリアリティーに欠けるんじゃないかなと、もっと徹底してやるべきじゃないのかというようなご提言だと受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。

こちらの点、実際どこまでやれるか、過去の再現をできるかというのは結構難しい部分があると思います。その中で、当時としてはそこまでが、予算的な範囲も含めて限界だったというところだろうと思って、現在、維持管理しておるわけでした、それをどうさせていただくか。例えば暑さの問題、いろんなものを写真とか映像とかで上手にフォローしていくしかないのかなというのは、今現在はあの施設の状況を考えますとそうすけれども、これを例えば大規模に、例えば今は正直、壁はプリンティングですね、ご承知のとおり。プリントしたものを貼らせていただいている。それをじゃ、壁にどうリアリティーを出していくかというのもなかなか、どんな手法があるのかなと、例えばプリントをもっとリアルなものに貼り替えていくのか、例えば椅子のところをもう少し材質を変えて持っていくのかという、技術的なものもあろうかと思いますが、かなり多額のコストがかかるだろうとは思いますが、そこをどう、例えばやはり保管しなければならぬんじゃないかと申させていただくと、やはり抜本的な改修に恐らくはなってしまうのかもしれない。

そちらについて、やはり実際何ができるのかというのは、やはり業者さんと一度お話しさせていただいた上で、可能なものなのか、例えば博物館のほうもそれを模した形で、3階のほうでいろいろ展示が、江戸時代のをやっておると思います。恐らくあそこがもう限界なんだろうと、現代で作るのはそういう気もしますので、その辺の手法というのを一度、ちょっと一遍時間をいただいて、じゃ、実際本当に元に戻るのかと言われると、そこはもうやっぱり難しいと思っておりますので、そこを踏まえてリアリティーはどうあるべきか。

先ほど委員からご提言いただいた作りの部分、それから、例えば映像とかそういったものでどう実際再現可能なのかというのは、両面から少し一度検討して、また今後につなげ、例えば展示物にしてもそうなんですけれども、やはり少しずつ時代、追っかけていきますと、直していかなきゃならない時期が来ると思います。そうした時期に、先ほどのご提言をどこまで織り込めるかということも踏まえて、いろいろ情報とか考えてみたいなという

ふうには思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

あの施設を造るときも同じことを申し上げたんですね。だから、江戸時代の、今部長が言った、江戸時代の物は多少違ったって、今生きておる人はいないと思いますので、全くこういうことを言う人はいないと思いますけれども、少なくとも四日市公害のときの塩浜小学校に通っておった人は、我々の年代を含めてたくさんおるわけですよ、身近に。そういう人たちに聞けば、分かるわけですね、すぐ。そういうことをやはりやらずに造ったということがもともといけないことで、それを毎年お金をかけてやっている。決算も同じですよ。

ですから、そのような、うそのものにお金をこの決算で使ったということに対して、非常に私はおかしいことやし、納得がいかないの、部長の今の言葉を信用して、今後は是正されることを期待しておきますので、とにかく事実を伝えてください、よろしく願いいたします。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 山口智也委員

38分の16ページの公害苦情件数について確認をしていきたいんですけども、棒グラフを見させてもらうと、過去10年間、多少の増減はあるんですが、ほぼ横ばいの状況で来ているということだと思います。この中で、新たなケースというのが付け加わったり、継続的なものとか、いろいろ含まれているとは思いますが、この中で、毎年同じ発生源というケースもあるかと思うんですけども、それは大体、全体的には何割ぐらいというふうに捉えているんでしょうか。

○ 秦環境保全課長

環境保全課、秦でございます。

昨今の苦情の状況を見ますと、コンビナート等の工場事業所が発生源として由来したも

のではなく、どちらかという町なかで起こる、生活苦情も含めての苦情が多いかというふうには認識しております。道路であれば、道路の不良等で車から生じる、振動とか騒音もありましようし、あるいは、町なかのそういった例えば機械を扱ったり、鉄鋼業とか、そういうのはあると思いますが、そこから出る騒音だとか、そういうことが多いですもんで、臨海部のコンビナートを想定されて、発生源が何割かというようなところは、ちょっと今答えを持ち合わせておりません。

#### ○ 山口智也委員

いやいや、コンビナートということではなくて、町なかのものが最近では増えているということは分かりました。全体的に町なかの苦情なんかも含めまして、大体繰り返し、毎年上がってくるようなものというのは、ざっくりでいいんですけど。

#### ○ 田中環境部長

町なかの苦情がほぼ中心でありまして、特定のところの苦情、分かりやすく言うと、例えば車の交通か何かで、振動や音で苦情が来たりとか、あと焼却だとか、そういったところで苦情が来るのが数件程度で、実際ほかのはほとんどが発生源が違うというか、違うところで出てくるケースが多いです。

この中の見方として、一番多いのが、やっぱり「騒音・振動」というのがよう目につくと思うんですけども、これは、何かというと工事の解体現場が一つ出てきますと、ガリガリという騒音問題、それから、粉じんというか、粉が舞い上がってきて「大気」に来てしまったりとか、そうしたところでもダブルで出てきたりというようなケースもあります。

それからあと、多いのが、大気でもそうなんですけど、野外焼却、田んぼで野焼きされたやつの煙が、せっかく洗濯物を干したのに飛んできてというような、そんな苦情が、大体主流なのはこちらが多くて、それはやっぱりちょっと特定の方が何度もやると逆に厳しく押しえ込みに入っていくんですけども、対象がぼろぼろ変わっているのが多いです。

あと、悪臭ですと、記憶にあるのが、薬品を使っていたような、例えばクリーニング屋さんとか、ああいったところが出てきてしまったりとか、そういった、実際そういうケースが多いというふうにご理解いただけるといいかと思います。

#### ○ 山口智也委員

新たな発生源として上がってくるものが多いのは多いと、でも、同じ発生源で次の年もまた上がってくるというの中にはあるということやと思うんですけれども、指導の仕方なんですけれども、新たに発生して、もう次の年はなくなったということだといいたいんですけれども、毎回毎回繰り返し繰り返し、指導していても収まらないとかというケースもあろうかと思うんですけど、もう何年もたつと、行政としても、なかなか言っても難しいわなということで、それはなかなか手つかずになっていくのか、いやいや、しっかりそれを根絶させるために、繰り返し繰り返しやっぱり指導はしていくんだという、そういう体制になっているのかというところを確認させてもらいたいなというところなんですけれども。

## ○ 秦環境保全課長

環境保全型、秦でございます。

苦情の内容にもよりますが、特に発生源がはっきりしているものについては、そうそう指導に従わない、いつまでたっても改善されないというのはありませんで、大体複数回の指導で改善に至っている例が多いです。

ただ、事業所側が努力を重ねても、周辺から悪臭とかで苦情が出るというところで、結構根気よく付き合わなきゃいけない事案もございまして、それはもう最終的には私どもは、もう法に基づく規制になりますので、数値でクリアをしていけば、あとはもう苦情提示者の方に納得、説得を求めるしかないのですが、そこは紋切り型で切らずに、結構地道な現場へ入ることで対応しているというのが現実です。事実としては、そう何年にもわたって苦情のもとが絶てないというような事案は、そんなにはありません。

以上です。

## ○ 山口智也委員

ぜひ皆さんにお願いしたいのは、一市民からすれば、法的にはクリアしておるからもう市としてはいいんだということではなくて、市民の側に立って、やっぱり、どれだけ困っているのかというところに視点を置いていただいて継続的に、担当が替われば次の担当にしっかり引継ぎをしながら、それに取り組んでいくという姿勢をぜひ持っていただきたいということと、僕も例えば悪臭なんかで問題になっている、個人の発生源のところですけども、現場も行かせてもらいましたけれども、担当者の環境部としては、担当者は動い

ていただいて他部局とも連携して動いていただいているんですけども、時がたっていくと、もうそれが、なかなか以前よりは動いていただけなかったりとかいうことも中にはあったりもしますので、ぜひそこは他部局と連携する場合は、責任の所在がなかなか不透明になってくるので、そういう場合は役割分担をしっかりと明確にさせていただいて、継続的に取り組んでいただきたいと思いますし、結果的に今横ばいの状況がいろいろありますけれども、少しずつ減っていくような取組をぜひお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

まずは、部局別資料38分の4のところからお伺いをしたいと思います。

一番最初の丸の地球温暖化対策の中にあるクールチョイスについてです。

私、これに絡んでは、1年前の決算、谷口委員長の一般質問に対するやじ、そして、今年の予算と、結構きつく言っているつもりなんですけど、全然反省されていないということは、私は怖くないのかな、なめられているのかなと思いつつ、質問させていただきます。

まず伺います。その項から「主要施策実績報告書 P121」って書いてありますが、どこにクールチョイスって書いてありますか。教えてください。

#### ○ 秦環境保全課長

121ページの主要施策実績報告書には、委員がおっしゃるように、クールチョイスという言葉は出てきておりません。私どもも、これまでの議会のやり取りの経緯とか、数年前にはしっかり予算がついていた事業があったのに、翌年度から予算がつかなかったという経緯は、私もこの4月から課長に着任してよく認識しているところでございます。

クールチョイスにつきましては、これからの環境のキーワードであるということ強く認識しておりまして、今のところ、少なくとも今年度は予算措置がございませんので、啓発とかそういった辺りでの取組しかありません。期待しておりました環境フェア等での啓発事業も、これもコロナ禍にさいなまれ、やむなく断念をしようかなというところにはご

ございます。

今後、クールチョイスにつきましてどういうふうに四日市が取組をしていくのか、宣言ただけで終わることのないようにということを私も強く認識しておりまして、これはもう本当に、意識改革を促して、市民、事業者、それぞれがもう行動を変えていくという取組ですので、お金をかけてどうこうというよりも、地道ではありますが、派手さはないかも分かりませんが、いろいろな機会でいろいろな媒体を使いながら、啓発を進めていくというところしか、今、答えは持ち合わせておりません。

以上です。

#### ○ 加納康樹委員

ですので、1年前も半年前も繰り返しますが、委員長的一般質問の後のやじに関しても、昨年度もクールチョイスのクの字もないですよということをご指摘したけど、やっぱり今年も主要施策実績報告書に、今課長が言ったようなことを少しでも書きゃいいのに書かなかった。なぜですか。

#### ○ 秦環境保全課長

実際、予算の執行を伴わないところがありましたので、具体的な事業名で書けなかったということが1点、それから、広く環境事業を進める中で、クールチョイスは事あるごとに啓発をしておりますという観点から、あえて主要施策の実績のほうには書かなかった、これが一連の議会での議論を反映されていないのかということに関しては、申し訳ございませんでした。

#### ○ 加納康樹委員

ですので、これも1年前から私ずっと言い続けていますが、市長の思いつきでぽんと出てきたクールチョイスという言葉遊びだけ、だから、もう3回目ぐらいになりますけれども、もう旗を下ろしたらいいんじゃないですか。啓発的にとかいうことで、1年前も半年前も言われましたけど、結果これなので、分かりやすくするためには旗を下ろすべきだと思うんですが、改めて答弁を求めます。

#### ○ 田中環境部長

こちらクールチョイス、議場のほうでも私がちょっと言葉に詰まったところがございましたけれども、クールチョイスは国民運動ということで、去年、まだ11月のところで環境計画の中で、一遍アンケートを取っております。クールチョイスってどれぐらい市民が認知しているのかなというところで、一遍アンケートを取らせてもらおうと、やはり実践まで行っている方3%という実態がありまして、言葉は聞いたことあるけどやっていないわという方が3割程度ということで、普及というには、少し寂しい現状というのは身にしみたなというところがございますが、そうした中で、国民運動と来たものですから、やはり国のほうでも、例えばクールビズやいろんなものほどの何か流れが今ないのも事実でございます。こうしたコロナ禍で、余計そういった部分がないのかも分かりませんが。

そうした中で、私どもが思っているのは、私、クールチョイスよりは、どちらかという賢い選択という言葉を使わせてもらっていますけれども、やはりクールビズとか、それからいろんなやつは、一対一なんですね、レジ袋とかも。一つの言葉が一つのものを指すんですが、クールチョイスに関しては、一つのチョイスという言葉が幾つものことを指してしまいます。こうなると、なかなか難しいんだなというので、なかなか骨身にしみておるところがありまして、今、我々が次に考えているのは、具体的な行動を示さなあかんと思っております、環境計画の中でクールチョイスに通ずる行動というのを、市民と、それから事業者とか、いろんな形で指し示すようなものをまとめて、これからどれか一つもやっていたらこうというようなことを考えております。

それがクールチョイスという言葉か、それか賢い選択なのか、地球温暖化なのかという部分はありますけれども、ただ、賢く選んでいただきたい、少しでも環境負荷に通ずるものをしていただきたいということは、これは大事な考え方やと思っていますので、そこに関してはもうこれは引き続き続けていきたいというふうには、行動の選択というんですか、そこに関してはやりたいと我々はと思っていますし、これは大事だなというふうで、またどうやるかというのはちょっと今悩んでおりますけれども、そこは引き続きやっていきたいと思っています。

## ○ 加納康樹委員

私も何度かになるので、くどいので言いたくはないんですけど、でも、今部長がおっしゃったように、確かにクールビズとかと比べて分かりにくいところがあると今、部長もるるおっしゃって、自分ではまとめたようなんですけど、それは、取りようによっては、や

っぱりそんな面倒くさい分かりにくいことをやる必要はないじゃんとか、私には聞こえないんですよ。

ここはもうあえて申し上げますが、部長にここまで言わないと私も下がりませんが、環境部としてこれ、1年前も半年前も言いましたけど、本当に骨が入って、真に腹に落ちてやっている事業とは到底思えないので、今部長はそう言いましたけど。私、こういう言い方をするのは3回目なわけじゃないですか。いまだにこんなことしかできないということは、全然皆さん腹に入っていないわけで。ぜひ部として、市長に対して、この旗は下ろしてくださいということをお願いしてください。

○ 谷口周司委員長

答弁ございますか。

○ 秦環境保全課長

部長が答弁しましたのに私がというのもどうかと思いますが、クールチョイスという取組は、私は、いま一度チャンスをいただきたいですし、取組たいです。

それは、予算を執行しながらということよりも、やはり何遍も言いますが、啓発という言葉は簡単には使いたくありませんが、それでもやはり訴えていかなきゃいけない、これを今度つくろうとしている第4期の環境計画の中では意識をして書き込んでいきたい。そこでまず姿勢を見せたいなというふうに担当課長としては思っております。旗を下ろすよというのことにしましては、むしろ、もう一回上げさせていただきたいというのが私の考えですが。

以上です。

○ 加納康樹委員

じゃ、旗を下ろさずにまだ頑張りたい、その心意気はいいでしょう。全く伴っていませんけどね、現時点では。全く伴っていません。

そうしたら、ここでもう一度お伺いしたいのが、クールチョイスということ、今年度、令和元年度決算、見てのとおりで予算計上がないという、そういう事業です。皆さんのところで、予算計上がないけど議会に対して説明しなくちゃならない事業って、あと何があるんですか。分かりやすく説明してください。



○ 田中環境部長

私どもが予算計上せずに行っている、いわゆる啓発関係はやっぱり、こういったものが多うございます。例えばごみのほうですと3Rですね。リデュースという言葉がございませけれども、例えば小学校がクリーンセンターに来ていただいた、啓発映像の中では、ずっとリデュースとか訴えていますし、職員がそういった子供たちにリデュースということをお話した、そういったチラシみたいなものをお渡ししているとは思いますが、そういったお金のかからない形で、啓発はそういうのが多いですし、やはり食品ロスなんかも会議の場で訴えたりとか、CO<sub>2</sub>ダイエットもそうです。お金はかかりませんが、そうした、呼ばれた場で我々が啓発するので、お金というのは、そういった部分については、実際あんまりかかっていないというのがあります。

○ 加納康樹委員

堂々巡りになるので、この件に関してはこの発言をもって終了としますが、ですので、私としては、来年の決算もしくは来年度予算のところに関して、もうそういう事業であれば、クールチョイスという文言を消してしまえばいいと思います、啓発だけでやっていい。ただし、どうしてもやるって言って、このような形で決算概要とかにクールチョイスという文字を書くのであれば、最低限、主要施策実績報告にもそれに伴うような表記がなくてはならない。もうラストチャンスとってください。もう二度と本当に、次、こんなことがあったら、もう何としてでも事業の旗は下ろさせます。

ということを最後に述べて、特段、もう答弁は結構でございますので、この項は終わりにして、次へ行っていいですか。

○ 谷口周司委員長

この件で関連があればですけど。関連、ないですか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

なしでいいですか、じゃ、このままでいきますか。

○ 加納康樹委員

最後、もう関係なければ終わっていくんですけど、1個確認だけしたいんです。

いわゆるごみ屋敷と言われるものに対しての指導というのは、環境部さんでよかったです。したっけ。

○ 前川生活環境課副参事

はい。ごみ屋敷全部ではありませんが、処理をどうしましょうという相談は受けております。

○ 加納康樹委員

ですと、関連するということでお伺いしますが、令和元年度、それらの指導等に関して、指導、処分等に関しては、どのような実績がありましたでしょうか。

○ 前川生活環境課副参事

今、特段指導、それから解決した事例というのは、私どものほうの生活環境課としては、今のところ、完全な解決というのはいないです。

○ 加納康樹委員

では、令和元年も含め、ここ数年ずっとのことですが、店舗名は申し上げませんが、アーケードの中にごみ屋敷があります。あれらに対しての指導はいかにされていますでしょうか。

○ 前川生活環境課副参事

皆さんには大変ご迷惑をおかけしておるところかと思いますが、その店舗についても十分把握はしてございます。

現在、いわゆる組合といいますか近隣の方々、それから自治会、それから周辺の任意の団体様も含め、いろんな情報を共有しながら、直接ご本人さんにお話もさせていただき、私どもの課のほうにお越しいただき、あるいは、生活の支援といいますか、まず生活の、ご本人さんの健康状態、こういったことも心配になりますので、保健部局とも話をさせて

いただきながら、接触を試みているというふうなところ、それから、どうしても表に出てきますので、その部分については、私どものほうで回収にお邪魔をしたりというふうなことは日々やらせていただいておりますが、大事なことは、本人さんは、自分が処分するものではないという認識がおありというところが非常に難しいところではありますが、そこを口説きながら、いやいや、もうこれは処分しましょうよということで処分させていただいておると、そういうふうなところが、地道な取組に現在はなっておるのが現状です。

#### ○ 加納康樹委員

ですが、顕在化してもう大分たつので、地道なではもう、周りの方々のご理解が得られない。今前川さんおっしゃっていただきましたけど、商店街に自治会がほっつけるという話では、あのレベルはもう過ぎていると思うので、ここは行政として、もう少し強く乗り出していくべきだと思うんですが、いかが思われていますでしょうか。

#### ○ 前川生活環境課副参事

おっしゃることはものすごくよく分かります。我々としても何とか解決の方向に向けたと思います。現在そこに、ある意味ご本人さんのところ、民地ですので、行政的に入って何かというところの、法律なり条例なりというのがないものですから、どの権限を持って入ればいいのかというので、現在、いろいろと模索しておるところでございます。現在模索しておるのが、前から分かっているのに今ごろ模索しておるのかというふうにお叱りいただくか分かりませんが、強制的に代執行のような形で入れるような仕組みづくりが現在ありませんので、現在ある範囲の中で今動いておるのが正直なところでございます。

#### ○ 加納康樹委員

強制的な仕組みがないということなんですけど、よくテレビに出てくるようなのでいうと、住宅地でごみ屋敷になっていますよというのがよく取り上げられますが、あその場合は商店街の中なので、それよりももう少し何か、突っ込んでいく策があるんじゃないかと思うんですけど、逆にないものなんですか。

## ○ 前川生活環境課副参事

よくテレビの番組なんかでもありますよね。あの家から4 t出てきましたみたいな話はよく私もテレビで拝見しますが、つつい職業柄、ああいうのは目が行ってしまうんですけど、正直、行政が入ってできる場所というのは難しいのが現状です。

といいますのも、今、前がちょうど道路ですので、市道になりますので、道路上にああいったものが置かれておる、例えばごみが出てきて、我々から言うたらごみですけど、ご本人さんから見れば大事なうちのものなんですね。そういったものが道路を占用してしまっている場合については、道路にそういったものを置いちゃ駄目よということで、道路管理者として撤去を命ずるといふふうなところのお話は当然ありましよう。

そういったこともありますので、我々としては、我々が勝手にこれをごみやと判断することはできませんので、あくまでも道路上を占用しておる障害物を撤去するという事で、ご本人さんに命令をし、道路管理者さんと手を組んで、じゃ、処分は私、環境部のほうでやらせていただきますというようなことで、お互いが手を組んでやっていかないと、今の状況ではできないというのが現状でございますので、本当は1日でも早く何とかしたいという思いはあるんですけど、現状の法律あるいは条例というところでいささかブレーキがかかる場所は、制約が多いというのが、私どものほうも歯がゆく思っておるところでございます。

## ○ 加納康樹委員

ですので、この場でできたら、部長あたりにもご答弁をいただきたいのですが、環境部だけではなくて、道路部局であり、そして商業関係、それら全て絡み合っている事案だと正直言って思っているんで、四日市としての態度を示すためにも、はみ出したから環境が処分するよという、そういうレベルではなくて、庁内的に対応というのは考えていただけないものでしょうか。

## ○ 田中環境部長

あちらの商店街の店舗でございますが、先ほど担当が申し上げましたように、道路部局、それから建物のほうも、ご承知のほうかと思えますけれども、もう屋根が破れて危険な状態にあるというようなことで、一旦ある程度どけさせた経緯はあるんです。そうするとまたやはり、なかなかご自身としてはそれをごみだと思っていなくて、また元に戻っていつ

てしまうような状況が、実際はかいま見えているわけでございます。

先ほど担当が申しあげましたように、直接取り締まれる法律がないと私、これ、よく言ってしまうので、こういう言葉は使いたくないんですけれども、残念ながら、それをぼんと行政的に撤去して、相手が勝手にやったって言って訴えられたら、恐らく負けるはずですが、それはないように、私らが一番ありがたいのは、助けてくださいと一言、ごみ処理を手伝ってくださいと言うた瞬間に、我々は一気に進められるとっておりますが、それが一番望ましい。今までのごみ屋敷もそうやって処理してきましたけれども、そうなるようにしたいんですが、なかなかご本人の理解が得られていないです。あと、やるとすると、やはりそうした他の部局とのほうで、今までも一遍、いろいろ寄せ集まってやってはきましたけれども、改めましてもう一回、どんな形になるかはあれですけど、一度、弁護士相談もひっくるめて、もう一回改めて整理をさせていただきたいと思います。

#### ○ 加納康樹委員

部長の発言の中にもありましたけど、今私が言ったような様々な部署、それこそ福祉あたりも絡んでくるんじゃないかなと思うので、様々な部署で、ぜひこれを契機に、改めて取り組んでいただきたいと思います。強く要望させていただきます。

以上です。

#### ○ 前川生活環境課副参事

すみません、ちょっと申しあげるのを忘れておりましたが、実は福祉部局のほうで、そういうごみ屋敷化しそうなとか、している案件というのを、一応、情報として福祉のほうではお話をいただく場があって、その処理をするために、我々にはどうしたらいいのかということで参加させていただく場は設けさせていただくようにはしておるところでございますので、今委員おっしゃられましたように、他部局もやはり関連していかないと、我々だけではさすがに環境部もそこまでの情報は持っておりませんので、そういうふうな連携は今後さらに深めていって、できるだけ早い解決、それから、ご本人さんの、先ほど申しあげましたように、生活支援というふうなことも、生活支援というところとちょっと大きい言い方になるか分かりませんが、健康状態がやっぱり、この今の時期、特に危険な状態になってもいけませんので、そういったことを視野に、連携を取っていきたいというふうに考えております。失礼しました。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

7ページ、38分の7お願いしたいんですが、一番上、附帯決議もされておる産業廃棄物の不適正処理事案等の解決に向けて三重県と連携したとあるんですけども、具体的にどの事案に対し、具体的にどのような解決に向けての対策を三重県と連携したのか、教えてください。

○ 中島生活環境課廃棄物対策室長

廃棄物対策室、中島です。

委員から今お話がありましたことについてお答えさせていただきます。

産業廃棄物の不適正処理事案につきましては、今現在、産業廃棄物については、県が所管しているところでございます。不適正処理事案につきましては、市内には二つございまして、一つは内山事案というのがございます。これにつきましては、既に工事が完了して、一応、産廃特措法という、環境省の……。

○ 伊藤嗣也委員

具体的にやったやつだけを教えてもらったらいいいので。

○ 中島生活環境課廃棄物対策室長

分かりました。

内山事案につきましては主に、地元自治会の対応ということで、四つの自治会が絡んでいるんですけども、そういった地元対応について検討を一緒に、連携して対応させていただきました。

もう一つ、不適正処理事案があります。大矢知・平津事案というのがございます。これにつきましても、地元対応ということで、これにつきましては、地元自治会ということで、二つの自治会がございまして、それについて、三重県と一緒に連携して対応させていただきました。

その他の事案につきましては、今現在、産業廃棄物を所管する三重県が対応しているところがございますので、そういった対応の状況について、三重県とも情報共有を図っているところがございます。また、人事交流等も今、相互で人事交流も行っておりますので、そういった産業廃棄物に関する、これまでの知識、ノウハウとか、そういった技術の継承とか、あるいは、県にいただいている方についてはそういったところを吸収すると、そういった形での、三重県との連携というのも今現在図っているところがございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

今、本市における不適正処理事案は2案というふうな説明だったんですが、三重県の書類においてはもっとほかの事案も不適正処理事案になっていますが、その辺の違いを説明いただかないと、今の答弁では納得できないですが。

#### ○ 中島生活環境課廃棄物対策室長

ここで記載させていただいている不適正処理事案というのは、今、三重県が行政代執行を行っている事案についてをお示しさせていただいております。その他の産業廃棄物の問題につきましては、先ほど申しましたとおり、今権限のある三重県が指導等を行っておりますので、そういったところと、今、三重県と情報共有を図っているというところがございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

それでは、附帯決議についての状態は全然解決されないわけですが、三重県と連携したというのは、ただ情報共有しておくだけが連携というのは非常に理解しがたい、何もやっていないのと私としては同じであって、四日市の市民に対して、これでは私も説明ができないので。

私の住んでいる地元自治会は、毎月の自治会長会議の場において、不適正処理事案の説明が議題として上がってくるわけですが、一体どういうふうにして解決されるのか、全く答えになっていないんですが、昨年度は話をしただけなんですね。

#### ○ 田中環境部長

議員からは、恐らく大矢知とか産廃の不適正処理事案以外の、いわゆる不法投棄とか、

そうした全体をひっくるめた事案のお尋ねとして受け止めさせていただきます。

三重県と連携したよという言葉で、じゃ、実際市は何をしたんだねと言われてしまうわけですが、やはり悲しいかな、市に権限がない。権限がないというのは一体どういうことかということ、現場に立ち入る力がないということです。それと、こういった実際に指導する場合、例えば一般廃棄物というのは我々に権限がありますので、それを告発したり行政指導したり、いろんなことはできるんですが、事産業廃棄物となると三重県になってしまうことで、その限界というのはあるということをご理解賜りたいと思っています。

ただ、一方で、実際に業者が動き出したときには、私どもも一緒に行方者と接触するような形を取らせていただいて、恐らく委員のお尋ねのところの自治会にもあったような案件、ちょっと不穏な動きがされて、いろいろ私も現場に行きましたけれども、相手に何かアクションがあればいいんですが、じゃ、昨年どうだったんだと言われてしまうと、今残っている事案でほとんど動きが見られていないのが現状です。

そうした中で、我々がよく、私も県へ行って言うんですけれども、ほったらかしにせんと、アクションを起こして、少しでもというようなお話はさせていただくのと、もし動きがあれば、私どもも、四日市のフィールドで起きて、私ども当然議員さんにご説明する、自治会にご説明する必要があるんで、そういう場合は必ず一緒に対応させていただきます。実際に四日市市での庁舎に来てもらって、そこに県が来てもらうて、やったりもしてもらっているんですけれども、そうした形で我々は、今できる限りのことをしていくとともに、県に要望する。もし地元のほうで必要があるということであれば、私どもも説明に行きますし、三重県も連れてでも行くという思いでおりますが、直接的に私どもがやれないところだけはどうかご容赦いただきたいと思います。

## ○ 伊藤嗣也委員

直接できないのであれば、せめて市長とか副市長が県にお願いに行くということは当然だと思うんですが、そういうことは、昨年度、一度でもありましたか。

## ○ 田中環境部長

副市長が、県の局長とお会いして、この件をお願いしているケース、いつかはちょっと私は忘れてしまったんですけれども、ありまして、今年度になっても、県の局長と、新し



く替わったんですけれども、館副市長が、この件について、改めてよろしくお願いしますと、解決に向けてというようなことを依頼しているのは間違いないところでございます。

○ 伊藤嗣也委員

依頼して、答えは何でもらってきたんですか。

○ 田中環境部長

こちら、ただ、100%大丈夫だというようなお返事は、残念ながらいただけておりません。努力するというだけでございます。

○ 伊藤嗣也委員

どうか、副市長が行かれたんなら市長に行っていただいて、行政代執行でも何でもするような形をお願いをしていただくことを再度、この場で改めてお願いして終わります。

以上です。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

○ 井上 進委員

38分の36ページの(5)搬入台数、かなり今、1日500台ぐらいの搬入台数が入っておるかと思うんですけれども、これ、市民の方がかなり持ち込む、500台というと、待ち時間も結構な時間になるかと思うんですよね、待っておる時間というのが。今の季節とか冬の季節なんかですと、暑かったり寒かったりすると、車のエンジンかけっ放しでずっと待っておる、そういった状況になってくるかと思うんです。そうすると、CO<sub>2</sub>や何やられて言われておる時代にそんな、エンジンかけっ放しで待たせておくというのもどうかなって私ふと思ったんですが。

あと、できれば本当に、可能かどうかは分からんのですけれども、ある程度の時間予約というのが取れば、もっと待ち時間も少なく、市民の方もこの時間に行けば、例えばそんなに待たんでもできるよねというふうな受け止め方もしていただけるかと思うんですが、そういった方策というのは取れないんでしょうかね。

## ○ 前川生活環境課副参事

生活環境課、前川です。

確かに今、土曜日でも平均して大体400台から500台ぐらいの車両が入られています。平日になりますと一般の事業者さん、それから我々の市の収集も入りますので、かなりの量になります。それでも、一般の方々は、平日はもちろん、そんなに込み合うことは少なくなってきました。ただ、今おっしゃられるように、予約制でセンターを利用されるという手法を取っている市町村も中にはございます。

ただ、四日市の場合は、例えば集積場になかなかごみは出しにくい、行きにくいとか、それから、お仕事の関係で土日しかなか動かさ取れない、要は平日はなかなかごみ出しの時間に動きは取れないという方が、何とかごみを出すのに不自由がないようにするということにお応えする意味でも、土曜日を開放しているということがございますので、予約制で、あなたはこの日ねというのは、なかなかそれもまた、今の現状としては厳しいところも一部あるかも分かりません。今後、検討していく必要はあろうかとは思いますが、現状まだちょっとそこまで至っていないのかなと思っています。

ただ、市民の方には、お待ちいただく時間帯が1時間とか2時間とか、最近は長くても1時間以内で、ほとんど入っていただける状況にはなっていましたけれども、やはり最初、荷物を降ろすところでどうしても渋滞はしてしまうと。中には、センターに持っていくんやから、分別もなしにとにかく全部まとめて持っていけと、現場で分別すればいいだろうということでされる方がいらっしゃると、それだけでも随分と時間がかかってしまって、なかなか回っていかないという現状もございますので、お越しいただくときには、必ずまず分別をして持ってきてくださいと、1人当たりが荷降ろしをしていく時間がどのぐらいというのが大体見えてきていますので、それをできるだけ効率よく回していくことが、今はもう最善の対処法かなというところで、何とかやらせてはいただいておりますので、できるだけスムーズな、円滑なご利用ということで、ぜひ市民の方にもご協力をいただきながら、受け入れる我々としても事故のないように、スムーズに対応できるように、そういった工夫をさせていただいて、続けていきたいと思っておりますので、予約制については、もうちょっと考えさせていただきたいなというふうに思っておりますのでございます。

緊急事態宣言が出て自粛生活が続いたときは、毎日ゴールデンウィークみたいな、年末

年始がずっと続いておるような状態でございました。おうちにいらっしゃる時間が長いものですから、逆に、そこへごみを持ってこられる方が多うございました。あるお方にお話を聞きますと、しゃべる相手がおらんと、クリーンセンターへ行ったら話をしてくれると、だからごみを持ってきたんやと言われる方も実際にいらっしゃいました。ちょっと意味合いが違うんですけれども、そういうふうにご利用されてみえる方もいらっしゃるので、もうちょっと様子を見ていきたいなというふうにございます。

## ○ 井上 進委員

本当に、例えばあんまり制限し過ぎると、今度は不法投棄につながるということもあろうかと思うんですけれども、ただ、やはり待つというのも非常に市民にとっても苦痛な部分もあろうかと思うんですよ。そういった部分をもっと減らせていただきたいし、さっきもちらつと言うたように、排気ガス、待っておる間、暑い中、エンジンも止めて待っておれというわけにもいかんかと思うので、排気ガスがやっぱり問題になってくるかなど。環境部として、そういった部分、一番出してはあかんのかなと思う部分もあるんですが、そういった排気ガスについて、どのような考え方を持っておるかというのを聞かせていただけたらと思うんですが。

## ○ 田中環境部長

先ほど土曜日における搬入台数、非常に多いというようなところでございました。実際、ここまで来ると、三百数台ぐらいは当初から予測していたんですけれども、400台超えて500台というのは、正直ちょっと我々も予想外のところでございます。実際、時間帯にも正直よりまして、夕方頃とかすいている時間でも実際あるんですが、やはり四日市市民というか、全般的なことなんでしょうけど、朝一、それから昼一、それから朝一でご飯を食べてから出てくる、選挙の投票とよう似たような行動になるんですけど、そこに集中していらっしゃる機会があります。

我々がやっておるのは、今来てもらうと2時間待たなきゃいけないですよ、1時間待たなきゃいけないですよって、もう看板を持って、そこにおいて時間帯を変えていただいたらというお話をしても、やはり一度来てしまうとそのまま並ばれてしまうというのが現実的にはあるわけでございます。ごみアプリ使って案内したりとか、実際に電話いただければ、この時間帯が通常はすいていますよとご案内をさせていただくんですけれども、それ

とあと、500台をそういうのをどうやってさばいていくかは一つの課題、それからもう一つは、引っかかっているのが、ごみをくちやくちやくと積んでこられて、積降ろしに時間がかかってしまって、それが待ち時間につながっているというのが、現実には現場で起きていることをございますので、今度はもっと下ろしやすく、分別して持ってきてくださいというようなことをすると待ち時間が今度は減ってくる、もし2回目来る場合は減るといったようなことがありますので、その両面をうまい形でPRしていくことが鍵だと思っていますので、また機会を捉まえて、何か広報の手段、ごみの日程表に書くとかもいろんな方法があるんですけども、そういったこととかを踏まえながら、なるべく待たずにしていただきたいなと思います。

あと、もう一つだけ言わせていただくと、集積場へ出せるんですけども、持ってくる方がいらっしゃるのも事実です。四日市は集積の、四日市に住んでいる人は当たり前と思うかも知りませんが、自転車を集積場に出せます。ほかの市へ行くと、自転車を集積場に出せるところって、恐らくないと思います。それから、スーツケースもそうです。四日市は、スーツケースを置場へ出していただければ収集いたしますけれども、例えば名古屋市などへ行っていただくと有料収集で予約がないと駄目というところが多うございまして、そういうところから引っ越してきた方は、書いてあっても信用せずに持ってくるということが実際多くて、よく県外ナンバーを見受けられるよねというお話を以前いただいていますけれども、そういった方にとってはなかなか信じられない事例だというようなことをございますので、何かいろんな面でPRしていくと収まってくるんですけども、年度当初になるとまた戻っていくという、そういう実態があります。そこはもう根気よくやっていって、皆さん処分したくていらっしゃっているので、少しでも早く下ろして帰っていただけるような工夫は引き続き続けていくのと、情報を出すこと、これもまた一遍工夫していきたいなと思っております。

## ○ 井上 進委員

ありがとうございます。

本当にセンターの方もしっかり頑張ってもらっていただいております。そういった形で、さっき部長が言われたように、例えば電話で確認とか、そういった部分でいただけるようなPRとか、あるいは、集積場へこんなものでも何でも、これやったら出せるよというような、もうちょっと分かりやすいPRを出してもらえれば、台数がもうちょっと

減るんかなとも思いますので、そういった形で少しでも減らせて、先ほど言った排気ガス  
の問題とか、そういうのも少しでも減るような形でやっていただけたらなと思っておりま  
す。

以上で終わります。

○ 谷口周司委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、なしという声をいただきました。

冒頭もお伝えいたしましたが、今回、決算から予算、予算の提案というところについて  
もよろしかったでしょうか。これで環境部のほうからは、決算を受けて、予算編成に向け  
た政策提言というのがありますが、今回はよろしかったですか。

また、昨年度、環境部のほうで予算提言させていただきました不法投棄対策の強化につ  
いてというところも、一度議論の対象になっておりますが、今回これはかなり100%に近  
い回答を前回いただいておりますので、これにつきましても、なしということによろしい  
でしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

では、これより討論に移りたいと思います。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 谷口周司委員長

討論もないようでありますので、これより分科会としての採決を行っていきたいと思い

ますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

なお、全体会審査に送るべき事項につきましては、採決の後に確認させていただきたいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

では、反対表明ありませんので、簡易採決により行いたいと思います。

議案第21号令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2項清掃費について、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 谷口周司委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送るべき事項につきましては、ございますでしょうか。

(なし)

○ 谷口周司委員長

全体会送りもなしということでございますので、これで決算については終了とさせていただきます。

[以上の経過により、議案第21号 令和元年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 谷口周司委員長

今日のところはこちらで終了とさせていただきます。続きましては、明日以降10時と

ということでよろしくお願いをいたします。

では、本日はこれもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

16 : 14 閉議